（専門実践教育訓練を受講し、教育訓練給付を受ける方へ）

正しく受給するために必ずお読みください。

教育訓練給付の受給資格者のしおり

教育訓練給付金 受給資格決定年月日	令和　　年　　月　　日	基本手当の認定日 （型ー曜日）
教育訓練支援給付金 受給資格決定年月日	令和　　年　　月　　日	型
名　　前		曜日

受講する専門実践教育訓練	
受講開始日	令和　　年　　月　　日
修了予定日	令和　　年　　月　　日

○　あなたの最初の専門実践教育訓練給付金の支給申請期間は次の期間です

最初の申請期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

※　支給申請に必要なものは、次の頁を確認してください　P15

○　教育訓練給付金（第101条の２の７第４号関係）支給申請書（様式第33号の２の５）
○　教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証
○　受講証明書
○　教育訓練実施者が発行する教育訓練経費に係る領収書
○　筆記用具
○　その他（　　）

○　あなたの最初の教育訓練支援給付金の認定日は次のとおりです

最初の認定日	令和　　年　　月　　日

※　認定日に必要なものは、次の頁を確認してください　P29

○　教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証
○　教育訓練支援給付金受講証明書（様式第33号２の９）
○　筆記用具
○　その他（　　）

※　内容について不明な点がありましたら、お気軽に職員にお問い合わせください。

※　駐車スペースには限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

厚生労働省　東京労働局　職業安定部
ハローワーク（公共職業安定所）　LL061001保00

中長期的なキャリア形成のために

雇用保険制度は、次の４つを大きな目的としています。

①働く方々が、万一失業してしまった場合に必要な給付を行って、生活の安定を図り、１日も早く再就職できるよう支援すること。

②定年後の再雇用、育児休業、介護休業により賃金が低くなる、またはなくなってしまうときに必要な給付を行って、仕事を続けられるよう支援すること。

③ご自身の働く能力を伸ばす取り組みを支援すること。

④働く方々が、能力に合った仕事に就き、安心してその仕事ができるように、失業の予防や仕事をする能力の開発・向上などを支援すること。

　この「しおり」では、「ご自身の働く能力を伸ばす取り組みを支援すること。」という③の目的のための給付（教育訓練給付金、教育訓練支援給付金）を中心に説明します。

　雇用保険の支給を受けるためには、さまざまな手続きを定められた期日に、または期間内に行っていただく必要があります。

　雇用保険についてわからないことがありましたら、どんなことでも遠慮なく、ハローワークの職員にお問い合わせください。
　雇用保険の仕組みをしっかりとご理解いただき、ハローワークの各種サービスをご利用ください。

目　次

はじめに

ハローワークのサービスをご利用ください ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の支給について

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の受給手続きのながれ ・・・・・・・・・・・・・・2

１　専門実践教育訓練給付金を受けることができる人は？　・・・・・・・・・・・・・3

２　修了の見込みとは？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

３　教育訓練給付金の受給資格者証の見方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

４　専門実践教育訓練給付金を受けられる時期は？ ・・・・・・・・・・・・・・・・・5

５　専門実践教育訓練給付金を受けることができる期間は？ ・・・・・・・・・・・・・7

６　専門実践教育訓練給付金の支給額は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

７　スタートは専門実践教育訓練給付金の受給資格確認・・・・・・・・・・・・・・・ 10

８　具体的に支給申請書を提出する時期は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

９　やむをえない理由で修了後１年以内に就職出来ないときは？・・・・・・・・・・・14

10 教育訓練給付金（第 101 条の２の７第４号関係）

　　支給申請書の書き方（6 か月ごとの支給申請）・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

11 教育訓練給付金（第 101 条の２の７第５号関係）

　　支給申請書の書き方（資格取得等した後の支給申請）・・・・・・・・・・・・・・・17

12 教育訓練給付金（第 101 条の２の７第６号関係）

　　支給申請書の書き方（賃金上昇した後の支給申請）・・・・・・・・・・・・・・・・19

13 専門実践教育訓練給付金の支払いについて・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・21

教育訓練支援給付金の支給について

教育訓練支援給付金の受給手続きのながれ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

14 教育訓練支援給付金の給付を受けることができる人は？・・・・・・・・・・・・・23

15 失業の状態とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

16 教育訓練支援給付金の受給資格者証の見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

17 教育訓練支援給付金の日額は？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

18 教育訓練支援給付金の支給を受けることができる期間・・・・・・・・・・・・・27
19 スタートは教育訓練支援給付金の申し込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
20 受講開始日からの「待期(たいき)」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
21 支給が始まるのはいつ？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
22 支給をまったく受けないうちに次の仕事が決まったら？・・・・・・・・・・・28
23 教育訓練支援給付金の失業の認定とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
24 教育訓練支援給付金受講証明書の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
25 専門実践教育訓練の受講状況とは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
26 出席率はどのように計算する？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
27 基本手当を受けられる期間は教育訓練支援給付金は支給されません・・・・・・35
28 教育訓練支援給付金の支払いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
29 認定日にハローワークに来所しなかったときは？・・・・・・・・・・・・・・36
30 やむをえない理由で認定日に来所できないときは？・・・・・・・・・・・・・37
31 就職または事業を開始することが決まったときは？・・・・・・・・・・・・・38
32 就職した後に、再び離職したときは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

共通事項・その他

33 氏名や住所、電話番号を変更するときは？・・・・・・・・・・・・・・・・・39
34 受給資格者本人が受給中に亡くなったときは？・・・・・・・・・・・・・・・39

専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金の支給について

35 専門実践教育訓練給付金と教育訓練支援給付金は正しく受給しましょう・・・・39
36 処分に不服があるときは？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

(別添)

主な手続き一覧

各種証明書（別紙１～別紙４）

感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより専門実践教育訓練を欠席したことの申告書（申告様式１）

ハローワークのサービスをご利用ください

ハローワークでは、みなさまが１日も早くご自身の希望される安定した仕事に就けるよう、職業紹介をはじめとしたさまざまなサービスを提供しています。

ハローワークは厚生労働省所管の国の機関ですので、全てのサービスが無料でご利用いただけます。以下にハローワークの主なサービスをご紹介しますので、ぜひご利用ください。

なお、ハローワークをご利用いただく際には、**「教育訓練給付の受給資格者証」**をお持ちください。

仕事についての相談

ハローワークの職業相談窓口では、就職に関するさまざまな相談に対応しています。「希望する求人が見つからない」、「気になる求人があるのだけど、どうしよう・・・」など、どのようなことでも結構です。お気軽に窓口へお越しください。

また、現在の求人状況の説明や、１日も早い再就職のためのアドバイスなども行っています。

求人情報の提供

ハローワークには、さまざまな会社から、毎日新しい求人が寄せられています。

求人情報は、パソコンを使って簡単にご覧いただくことができます。

さらに、ハローワークでは、他のハローワークに出ている求人情報の提供も行っていますので、広範囲の求人情報を入手することができます。

希望の会社への紹介

応募したい求人がありましたら、職業相談窓口へお越しください。

その求人についての説明やアドバイス、もちろんご質問もお受けしたうえで、会社の担当者と面接日時などの調整を行い、紹介状をお渡しします。

また、求人の各種条件が多少ご希望と合わない場合には、会社との調整も行っています。

仕事探しのサポート

ハローワークでは、みなさまの仕事探しをサポートするため、ご自身に適した仕事を見つけるための方法や、面接の受け方についてのアドバイスなど、各種セミナーを開催しています。各種セミナーのスケジュールなどについては、各ハローワークにお問い合わせください。

その他のサービス

その他にも、ハローワークごとに、さまざまなサービスを提供しています。

サービスのメニュー・内容については、各ハローワークにお問い合わせください。

専門実践教育訓練の教育訓練給付金の受給手続きのながれ（※）

（※給付金の名称は、以下「専門実践教育訓練給付金」とします。）

専門実践教育訓練講座の受講を計画

ハローワークでは受給に必要な支給要件期間の確認や、専門実践教育訓練講座の一覧を見ることが出来ます。

訓練前キャリアコンサルティングを受ける

訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、専門実践教育訓練受講予定者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項を記載した書面（ジョブ・カード）を作成します。これを次の受給資格決定で提出します。

専門実践教育訓練給付金の受給資格決定

受講開始日の２週間前までにハローワークで専門実践教育訓練給付金の受給資格の決定を受ける必要があります。

受講開始

受講開始日までに、専門実践教育訓練給付金の受給資格があることを教育訓練実施者に伝えてください。

支給申請

支給申請期間ごと（６か月ごとの１か月間）に支給申請書に添付書類を添えて提出してください。
受講状況を確認して支給の決定を行います。

専門実践教育訓練給付金の支払い

支給の決定を受けた専門実践教育訓練給付金は、あなたの普通預金口座への振込みとなります。（振込みまでの期間は金融機関によって異なりますが、おおむね１週間程度かかりますのでご了承ください）
支給額は教育訓練経費の 50%相当額（上限１年あたり 40 万円）です。

６か月ごとの支給申請

支給申請期間は６か月ごとの１か月間です。
教育訓練の受講期間によって、支給申請をする回数が違います。

教育訓練修了

支給申請

専門教育訓練を修了した後は、訓練修了日の翌日から１か月間が支給申請期間になります。
支給申請書に添付書類を添えて提出してください。

就職・資格取得

支給申請

専門実践教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得（学位の取得等を含む）し、かつ訓練修了日の翌日から原則１年以内に雇用保険の一般被保険者等として就職した（している）場合、教育訓練経費の 20%相当額（上限１年あたり 16 万円）の給付を追加で受けることができます。

賃金上昇

支給申請

専門実践教育訓練を修了し、資格取得・就職して、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して５%以上上昇した場合、教育訓練経費の 10%相当額（上限１年あたり８万円）の給付を追加で受けることができます。

支給終了

1　専門実践教育訓練給付金を受けることができる人は？

雇用保険では、働く人の主体的で中長期的なキャリア形成を支援するため**「専門実践教育訓練給付金」**を支給します。

この専門実践教育訓練給付金は、**専門実践教育訓練講座を受けたら必ず支給を受けられるものではありません。**

専門実践教育訓練給付金を受給できるのは、**修了の見込みをもって受講している方と、修了した方**のみです。

2　修了の見込みとは？

教育訓練実施者は各専門実践教育訓練講座について受講認定基準と教育訓練修了認定基準を規定しています。教育訓練修了認定基準は訓練ごとに異なりますので、ご自身が受講している教育訓練施設にお尋ねください。

専門実践教育訓練給付金の支給申請に際しては、**受講証明書**または**専門実践教育訓練修了証明書**が必要となります。

受講者の受講状況が、教育訓練修了認定基準を満たして修了する見込みがある場合に、指定教育訓練実施者が受講証明書を発行して修了の見込みを証明します。教育訓練修了認定基準を満たして専門実践教育訓練を修了した場合は、専門実践教育訓練修了証明書を発行します。

修了の見込みがない場合及び修了できなかった場合はこれらの証明書は発行されません。

３ 教育訓練給付金の受給資格者証の見方

様式第33号の2の4（第101条の2の7第4号関係）（第1面、第2面）

教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証　（第1面）

1.被保険者番号	2.氏名
1	2

3.性別	4.受講開始時年齢	5.生年月日	6.離職又は在職の別の表示
		5	

7.住所又は居所

8.支払方法（記号（口座）番号―金融機関名―支店名）
8

9.支給番号	10.離職時賃金日額	11.支給日額
9	10	11

12.指定教育訓練実施者名	13.教育訓練施設の名称
12	13

14.教育訓練講座名
14

15.指定番号	16.実施方法	17.訓練期間
15	16	17

18.受給資格確認年月日	19.受講開始日	20.受講修了予定日
	19	20

21.登録資格
21

22.登録訓練経費
22

内容に間違いがないか、必ずご確認ください。万一、間違いがあった場合には、係員にお申し付けください。

1	被保険者番号	雇用保険では、今後お勤めの場合もこの番号が使用されます。
2	氏名	名前の読み方が間違っていませんか？（金融機関に登録してある読み方と異なると振り込みが出来ませんのでご注意ください）
5	生年月日	１桁目の「３」は「昭和」、４は「平成」を表します。「ー」の右側は年月日を表します。
8	支払い方法	指定された金融機関名、支店名、口座番号です。
12	教育訓練実施者名	あなたが受講する教育訓練を実施する機関等の名称です。
13	教育訓練施設の名称	あなたが受講する教育訓練施設の名称です。
14	教育訓練講座名	あなたが受講する教育訓練講座の名称です。
15	指定番号	あなたが受講する教育訓練講座が、専門実践教育訓練として指定される際に付与された番号です。
16	実施方法	あなたが教育訓練を受ける方法です。
17	訓練期間	あなたが受ける教育訓練の期間です。

19	受講開始日	あなたが教育訓練の受講を開始する日です。
20	受講修了予定日	あなたが教育訓練の受講を修了する予定の日です。
21	登録資格	あなたが受講する教育訓練において取得を目標としている資格等の名称です。
22	登録訓練経費	あなたが受講する教育訓練を受講すると通常かかる教育訓練経費です。

☆ 教育訓練給付金の受給資格者証は、他人に貸したり譲ったりすることはできません。また紛失した場合には、すぐハローワークへ届け出てください。

☆ 教育訓練給付金の受給資格者証は、コンピュータで処理しますので、折り曲げ線以外で折り曲げたり、汚したりしないでください。

☆ 教育訓練給付金の受給資格者証は支給終了後も大切に保管してください。

４　専門実践教育訓練給付金を受けられる時期は？

１　専門実践教育訓練給付金は、「支給単位期間」ごとに支給申請をします。

受講開始日から起算した６か月ごとの期間（受講を修了するときは、受講修了日までの期間。これら各期間を支給単位期間といいます。）について支給します。

教育訓練が修了するまで、支給申請はこの支給単位期間ごとに行います。

※　支給単位期間の途中で訓練を止めてしまったり、成績不良などで修了の見込みがなくなった場合は、その支給単位期間以降は支給を受けることができません。

２　専門実践教育訓練受講修了後、その訓練が目標としている資格を取得（学位の取得等を含む）し、かつ修了した日の翌日から１年以内に被保険者（※）として雇用された場合

１の支給終了後もしくは最後の１の支給申請時に、２の条件を満たした場合には、１とは別に支給申請をします。これにより追加の支給を受けることができます。

「受講した専門実践教育訓練が目標としている資格取得等」とは、訓練受講開始日に予定されていた最初の試験で資格取得等することをいいます。

このため、例えば試験の準備が足りなかったため受験等しなかった場合及び受験等の時期をずらした場合並びに受験等したものの資格取得等ができなかった場合は受給出来ません。

※　被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。以下、このしおりにおいて同じです。

３　２に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して５％以上上昇した場合（★）（令和６年 10 月１日以降に受講を開始する方のみ）

２の支給終了後もしくは２の支給申請時に、３の条件を満たした場合には、２とは別に支給申請をします。これにより追加の支給を受けることができます。

★受講開始前と訓練修了後の賃金の比較★

【受講開始前の賃金】

受講開始日時点で離職している場合：直近の離職に係る賃金日額（※１）・・・①

受講開始日時点で在職中の場合　　：受講開始日の前日を離職日とみなした場合に算定される賃金日額（※１）に相当する額・・・②

【訓練修了後の賃金】

専門実践教育訓練を修了し、その訓練に係る取得、かつ、就職した日（※２）から１年が経過するまでの期間における**連続する任意の６か月**（※３）の賃金を基礎とするみなし賃金日額

※１　原則、離職直前の６か月間（各賃金締切日の翌日から次の締切日までの期間であって、賃金が支払われた日が 11 日以上ある期間を１月とする）に支払われた賃金の合計金額を 180 で割った金額です。

※2　訓練終了後資格取得前に就職した場合または在職者の場合は、資格取得日です。ここでいう資格取得日について、業務独占資格等であって、資格試験合格後に名簿登録や免許取得等を必要とする資格については、名簿登録日や免許取得日等を資格取得日とします。

※３　各賃金締切日の翌日から次の締切日までの期間を１月とします。

＜離職日時点で離職している場合＞

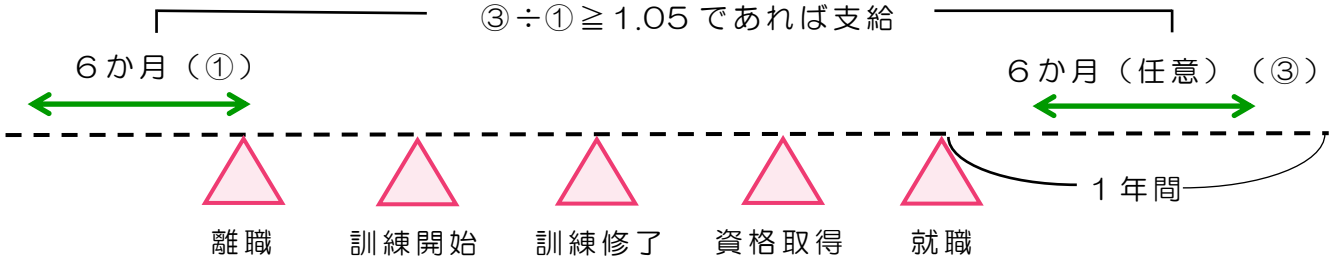

＜離職日時点で在職中の場合＞

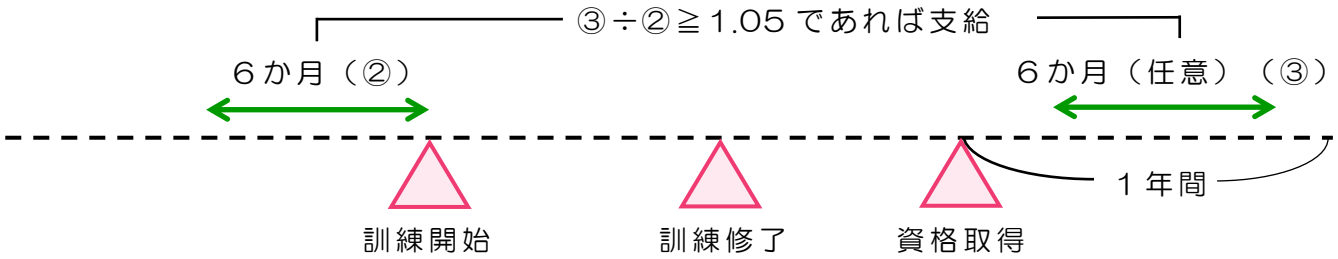

- 受講開始日時点で離職している場合であって、適用対象期間（被保険者資格喪失日の翌日から受講開始日までの教育訓練給付の対象となり得る期間）の延長期間が２年を超える方については、支給対象外です。
- 受講開始日時点で離職している場合、訓練修了日の翌日から原則１年以内に就職することが必要です。
- 資格取得は、訓練修了日の翌日から原則１年以内であることが必要です。

5 専門実践教育訓練給付金を受けることができる期間は？

専門実践教育訓練給付金を受けることができる期間は、**あなたが受講している専門実践教育訓練の訓練期間**です。

専門実践教育訓練はそれぞれ訓練期間が決まっています。専門実践教育訓練給付金は修了の見込みがない方には支給されない給付金であるため、この期間に修了することができなくなった場合は、あなたがその講座を修了していなくても、**修了の見込みがなくなった支給単位期間以降、専門実践教育訓練給付金は支給されなくなります**。

たとえば

訓練期間が２年間の専門実践教育訓練を受講していたが、成績不良（※）のため１年目の期末に２年間で修了することができなくなった場合。

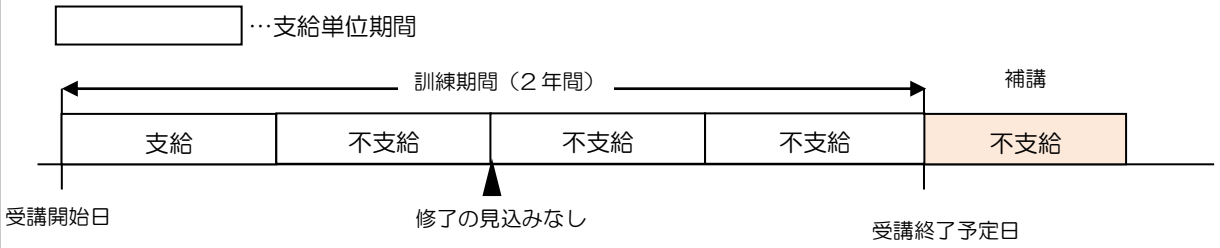

２つ目の支給単位期間終了時において、訓練期間内に修了する見込みがないために受講証明書が発行されず、修了の見込みがなくなった２つ目の支給単位期間以降全て不支給になります。

補講を受講して修了したとしても、支給されることはありません。

※ 訓練期間内に修了の見込みがなくなった理由は問いません。

成績不良のほか、途中でやめてしまったり、傷病等のため休学することとなったりした場合も以降の支給を受けることができません。

6 専門実践教育訓練給付金の支給額は？

１ 専門実践教育訓練受講中及び受講修了直後において、６か月ごとに支給申請を行うとき

専門実践教育訓練給付金の支給額は、教育訓練経費(※１)の 50%に相当する額です。ただし、連続する２支給単位期間ごとに上限額(※２)が設けられており、また、4,000 円を超えない場合は支給されません。

２ 専門実践教育訓練修了後、その訓練が目標としている資格を取得（学位の取得等を含む）し、かつ修了した日の翌日から１年以内に被保険者として雇用された場合

専門実践教育訓練給付金の支給額は、教育訓練経費(※１)の 70%に相当する額です。ただし、連続する２支給単位期間ごとに上限額(※２)が設けられており、また、4,000 円を超えない場合は支給されません。

なお、教育訓練経費の 50%相当額は１で支給されているため、１と２の差額が支給されます。

３　２に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して５％以上上昇した場合（令和６年 10 月１日以降に受講を開始した方のみ）

専門実践教育訓練給付金の支給額は、教育訓練経費(※１)の 80%に相当する額です。ただし、連続する２支給単位期間ごとに上限額(※２)が設けられており、また、4,000 円を超えない場合は支給されません。

なお、教育訓練経費の 70%相当額は１と２で支給されているため、１＋２と３の差額が支給されます。

※１　教育訓練経費とは

① 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、申請者自らが指定教育訓練実施者に対して支払った入学料及び受講料の合計をいい、検定試験の受験料、受講に当たって必ずしも必要とされない補助教材、教育訓練の補講費、教育訓練実施者が行う各種行事参加費用、学債などの将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、交通費、パソコンなどの器材の費用、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額等は含まれません。また、事業主等が申請者に対して教育訓練の受講に伴い手当などを支給する場合であっても、その手当のうち入学料又は受講料に充てられる額については、教育訓練経費から差し引いて申請しなければなりません。

なお、受講者への還付金などについては、後日ハローワークで調査を行うことがあります。

② 各種割引制度が適用された場合は、割引後の額が教育訓練経費となります。

③ 教育訓練実施者、販売代理店、事業所などから教育訓練経費の一定額還付が予定される場合（現金だけでなくパソコンなどの無償提供等を含む。）は必ずその還付予定額を差し引いて申告してください。

※２　上限額

訓練期間が1年間までの場合の上限額は40万円（56万円）（※１）（64万円）（※２）
訓練期間が1年超2年間までの場合の上限額は80万円（112万円）（128万円）
訓練期間が2年超3年間までの場合の上限額は120万円（168万円）（192万円）
訓練期間が３年超４年間までの場合の上限額（※３）は160万円（224万円）（256万円）

※１　受講した専門実践教育訓練が目標としている資格の取得（学位の取得等を含む）し、かつ修了した日の翌日から１年以内に被保険者として雇用された場合に支払われる額を加えた上限額。

※２　※１に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して５％以上上昇した場合に支払われる額を加えた上限額（令和６年10月１日以降に受講を開始する方のみ）。

※３　法令上最短４年の専門実践教育訓練（専門職大学等、管理栄養士の養成課程）を受講する場合の上限額。

ただし、既に専門実践教育訓練を受講したことがある方（法令上最短４年の専門実践教育訓練の受講開始日前10年以内の期間に、別の専門実践教育訓練を受講したことがある方）または、法令上最短４年の専門実践教育訓練の３年目が終了した際に、３年目の後期の賃金に基づき算出する賃金日額が、基本手当の賃金日額の50%（３年目の後期の支給単位期間の末日において60歳から64歳の者については45%）屈折点における額以上である方（高収入の在職者）は、訓練期間が２年超３年間までの場合の上限額。

支給額の例

訓練期間が２年間の教育訓練を受講。

教育訓練経費は入学金が 30 万円、受講料が６か月ごとに 30 万円の場合。

支給単位期間①	支給単位期間②	支給単位期間③	支給単位期間④
入学金　30 万円 受講料　30 万円	受講料　30 万円	受講料　30 万円	受講料　30 万円

１　専門実践教育訓練を受講中及び受講終了直後に、支給単位期間ごとに支給申請を行うとき

支給単位期間①　…　（入学金 30 万円＋受講料 30 万円）×50%　→　**30 万円**を支給

支給単位期間②　…　受講料 30 万円×50%　→　**10 万円(※)を支給**

支給単位期間③　…　受講料 30 万円×50%　→　**15 万円**を支給

支給単位期間④　…　受講料 30 万円×50%　→　**15 万円**を支給

各支給単位期間ごとに支給申請し、支給申請ごとに支給します。

(※)　支給単位期間②の支給額は？

受講料 30 万円の 50%は 15 万円ですが、支給単位期間①で 30 万円の支給を受けているので、支給単位期間②で 15 万円を支給すると連続する２支給単位期間ごとの上限額（40 万円）を超えることとなります。

このため、支給単位期間②は上限額いっぱいの 10 万円が支給額になっています。

２　専門実践教育訓練受講修了後、その訓練が目標としている資格を取得（学位の取得等を含む）し、かつ修了した日の翌日から１年以内に被保険者として雇用された場合

入学料と受講料の合計に 70%を掛けた額（※）から１で支払った額を引いた額を支給します。

このため…

（入学料 30 万円＋受講料 30 万円×４）×70%　→　**105 万円**

１において既に支給した額の合計　**70 万円**

105 万円－70 万円　＝　**35 万円**　これが２で支給される金額です。

※　ここに上限額があります（今回は上限額 112 万円。）。

なお、支給申請時に未納となっている入学料、受講料は教育訓練経費として認められません。支給申請の時に既に納められている額で支給額を計算します。

３　２に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して５%以上上昇した場合（令和６年 10 月１日以降に受講を開始する方のみ）

入学料と受講料の合計に 80%を掛けた額（※）から１と２で支払った額を引いた額を支給します。

このため…

（入学料 30 万円＋受講料 30 万円×４）×80%　→　**120 万円**
１において既に支給した額の合計　**70 万円**
２において既に支給した額の合計　**35 万円**
120 万円－70 万円－35 万円　＝　**15 万円**　これが３で支給される金額です。

※　ここに上限額があります（今回は上限額 128 万円。）。

なお、支給申請時に未納となっている入学料、受講料は教育訓練経費として認められません。支給申請の時に既に納められている額で支給額を計算します。

７ スタートは専門実践教育訓練給付金の受給資格確認

専門実践教育訓練給付金の手続きは、訓練対応キャリアコンサルタントによる訓練前キャリアコンサルティングを受け、就業の目標、職業能力の開発・向上に関する事項を記載したジョブ・カードを作成したあと(※１)、ハローワークへ『**教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票**』(※２)**と『ジョブ・カード』**を提出します。

この手続きは、**受講開始日の2週間前までに**行う必要があります。

（※１） ジョブ・カードは受講開始日前 1 年以内にキャリアコンサルティングを受けたものでなければなりません。

（※２） 教育訓練支援給付金（P22 以降）を申請しない場合は、用紙の名称のうち「及び教育訓練支援給付金」を二重線で削除し、氏名を書く欄の「及び同附則第 27 条」と「及び教育訓練支援給付金」を削除してください。

８ 具体的に支給申請書を提出する時期は？

１　専門実践教育訓練の受講中及び受講終了直後に、支給単位期間ごとに支給申請を行うとき

支給単位期間の末日の翌日から１か月以内が支給申請期間になります。

〇あなたの受講開始日（※１）の場合

最初の支給単位期間（　　）支給申請期間（　　）

間の支給単位期間（　　）支給申請期間（　　）

最後の支給単位期間（　　）支給申請期間（　　）

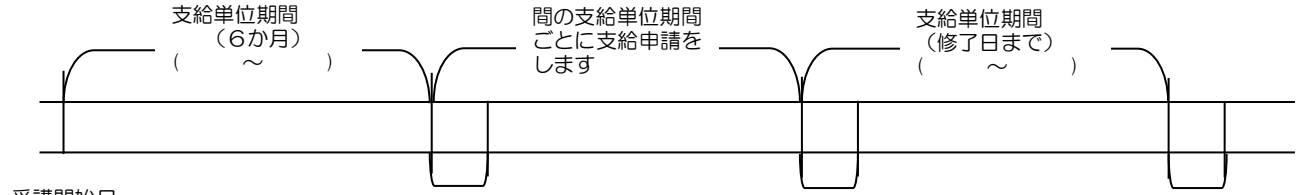

（　／　）　　（　／　）～（　／　）　　（　／　）～（　／　）

※１　受講開始日は、通学制の場合は専門実践教育訓練の所定の開講日（必ずしも出席第１日目とは限らない。）、通信制の場合は受講申込み後はじめて教育訓練施設が教材等を発送した日であって、いずれも指定教育訓練実施者が受講開始日として証明する日です。

教育訓練実施者の都合で受講開始予定日と実際の受講開始日が異なると、その後の支給申請期間が変わります。受講開始日に変更がないか訓練開始直前または直後に訓練施設に確認してください。もし開始日に変更があり、受給資格者証に記載された受講開始日と異なることとなった場合は、すぐにハローワークへ連絡してください。

※２　受講修了日は、教育訓練実施者が、受講者の受講実績等を修了認定基準に照らすことによって、当該受講者の受講が修了したことを確認し、受講修了日として証明する日です。

受講修了予定日と実際の受講修了日が異なると、最後の支給申請期間が変わります。訓練施設から専門実践教育訓練給付金修了証明書が交付されたら受講修了日を確認し、修了日の翌日から１か月以内に支給申請してください。

※３　原則として住居所を管轄するハローワークで支給申請を行うことになっておりますが、本人からの申し出により、住居所管轄のハローワークが認めた場合は、他のハローワークで行うことができる場合があります。詳しくはハローワークの職員にご相談ください。

２　専門実践教育訓練受講修了後、その訓練が目標としている資格取得等をし、かつ修了した日の翌日から１年以内に被保険者として雇用された場合

専門実践教育訓練の受講修了、資格取得等、被保険者としての就職は、その順番と時期によって支給申請する時期が決まります。

※　以下のいずれの例も専門実践教育訓練を修了した日の翌日から 1 年以内に被保険者として就職しているものとします。また、目標としている資格取得等の時期は、必要な試験等が 1 年間に複数回実施される場合であっても訓練受講開始日に予定されていた最初の試験等に限られます。当該専門実践教育訓練修了後に試験等を受けることとされている場合は、修了後最初の試験等がこれに該当します。

（１）専門実践教育訓練の受講修了後資格取得等し、その後被保険者として就職した場合



※　就職日の翌日から１か月以内に申請

（２）専門実践教育訓練の受講修了後被保険者として就職し、その後資格取得等した場合

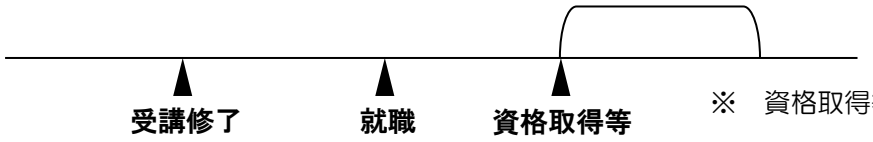

※　資格取得等日の翌日から１か月以内に申請

（３）資格取得等した後で専門実践教育訓練を受講修了し、その後被保険者として就職した場合



※　就職日の翌日から１か月以内に申請

（４）資格取得等した後で被保険者として就職し、その後専門実践教育訓練を修了した場合

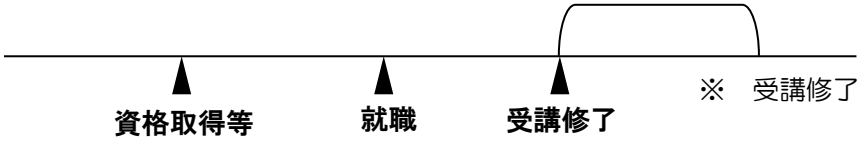

※　受講修了日の翌日から１か月以内に申請

（５）被保険者として就職した後資格取得等し、その後専門実践教育訓練を修了した場合



※　受講修了日の翌日から１か月以内に申請

（６）被保険者として就職した後専門実践教育訓練を修了し、その後資格取得等した場合

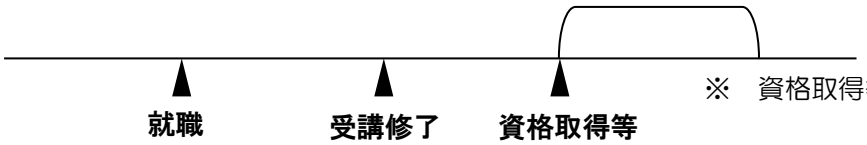

※　資格取得等日の翌日から１か月以内に申請

３　２に加えて、訓練修了後の賃金が受講開始前の賃金と比較して５％以上上昇した場合（令和６年 10 月１日以降に受講を開始する方のみ）

（１）専門実践教育訓練の受講修了後資格取得等し、その後被保険者として就職した場合



※　就職日の翌日から６か月を経過した日から起算して６か月以内（＝１年以内）に申請

（２）専門実践教育訓練の受講修了後被保険者として就職し、その後資格取得等した場合

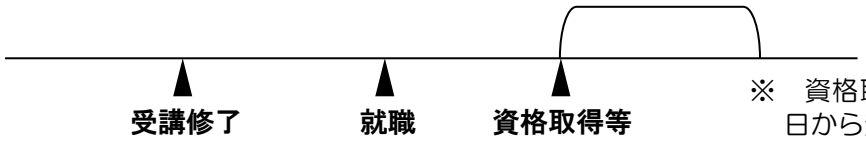

※　資格取得等した日の翌日から６か月を経過した日から起算して６か月以内（＝１年以内）に申請

（３）資格取得等した後で専門実践教育訓練を受講修了し、その後被保険者として就職した場合

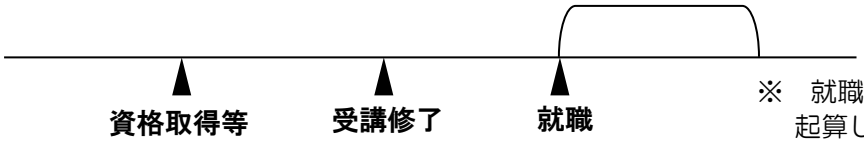

※　就職日の翌日から６か月を経過した日から起算して６か月以内（＝１年以内）に申請

（４）資格取得等した後で被保険者として就職し、その後専門実践教育訓練を修了した場合

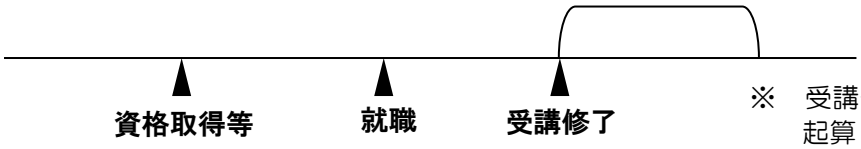

※　受講修了日の翌日から６か月を経過した日から起算して６か月以内（＝１年以内）に申請

（５）被保険者として就職した後資格取得等し、その後専門実践教育訓練を修了した場合

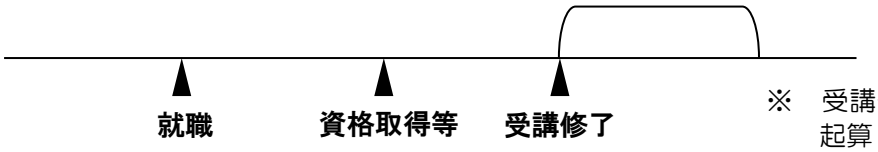

※　受講修了日の翌日から６か月を経過した日から起算して６か月以内（＝１年以内）に申請

（６）被保険者として就職した後専門実践教育訓練を修了し、その後資格取得等した場合

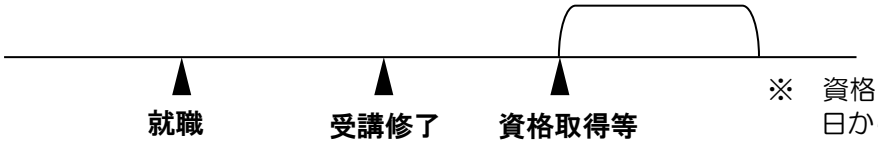

※　資格取得等した日の翌日から６か月を経過した日から起算して６か月以内（＝１年以内）に申請

９ やむをえない理由で修了後１年以内に就職出来ないときは？

専門実践教育訓練の修了後、資格取得等し、かつ修了した日の翌日から１年以内に被保険者として就職しなければ追加の給付は受けられませんが、次の（１）～（４）のいずれかに該当する場合は、受講修了から１年経過後一定の期間までに就職した場合でも支給を受けることが出来ます。

なお、（１）、（２）の場合、支給申請をするときにその事実が証明できるものが必要になりますので、ハローワークへご相談ください。

（１） 受講者本人がインフルエンザ等の感染症に感染し、当該専門実践教育訓練の修了年度に実施される資格の取得等に必要な試験を受けることが出来なかった場合

受講修了年度の次年度の資格試験等を受けて資格取得等し、受講修了年度の翌々年度当初までに被保険者として就職した場合も支給申請が可能。

専門実践教育訓練の修了年度の翌年度に資格の取得等に必要な試験が予定されている場合はこれに該当しない。

（２） 国会や裁判所等官公署への出頭など法令の定めがある事由があり、資格の取得等に必要な試験を受けることが出来なかった場合

受講修了年度の次年度の資格試験等を受けて資格取得等し、受講修了年度の翌々年度当初までに被保険者として就職した場合も支給申請が可能。

これは国会の参考人や裁判員等として出頭する場合にはやむをえないものとして緩和するものであり、逮捕勾留されている場合や裁判の当事者などは含めない。

専門実践教育訓練の修了年度の翌年度に資格の取得等に必要な試験が予定されている場合はこれに該当しない。

（３） 法科大学院を修了し、試験等を経て弁護士資格を得る場合

受講修了年度の翌年度の司法試験後に司法修習を開始した後、受講修了年度の翌々年度の司法修習生の考試を修了し、翌翌々年度当初までに被保険者として就職した場合も支給申請が可能

（４） 専門実践教育訓練を年度末間近に修了し、訓練開始当初に受験を予定された試験等が当該教育訓練修了の翌年度にあるため、翌々年度当初に就職する場合

10 教育訓練給付金（第１０１条の２の７第４号関係）支給申請書の書き方（６か月ごとの支給申請）

「教育訓練給付金（第 101 条の２の７第４号関係）支給申請書」について

支給申請書に記入する前に教育訓練施設から交付される**「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項　専門実践教育訓練版」**をお読みください。

支給申請書は、専門実践教育訓練給付金を受けるための重要な書類ですから、該当する欄に正確に記入してください。万一、偽りの申告をすると、不正受給として処分されます。

１　受給者本人または代理人による来所、電子申請、郵送のいずれかの方法で支給申請期間内（郵送の場合は、申請期間内の消印有効）にハローワークに支給申請書を提出してください。

２　支給申請に来所する際には、①教育訓練給付金（第 101 条の２の７第４号関係）支給申請書　②教育訓練給付金受給資格者証　③受講証明書（専門実践教育訓練を修了した場合は、教育訓練修了証明書）　④教育訓練実施者が発行する教育訓練経費に係る領収書（領収書発行後、教育訓練経費の還付がされた（される）場合は、加えて返還金明細書）　⑤教育訓練経費等確認書　⑥マイナンバーカード（受給資格確認の手続きの際に写真の提出を省略した場合）　⑦専門実践教育訓練給付最終受給時報告（最後の支給単位期間について申請する場合）　をお持ちください。

３　社会保険労務士以外の代理提出の場合は、２に加えて⑧本人住居所、本人氏名、代理人氏名、代理人住所、本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した委任状も必要です。

４　提出する書類は、黒のボールペンまたは万年筆で記入してください。

もし、**間違えたときは、間違えた箇所に二重線を引き訂正してください。**

窓口での呼び出しについて

支給申請の窓口へ受給者の方をお呼びする際は、窓口事務の円滑化による待ち時間短縮や書類等を他の方へ誤って交付することを防止するためフルネームでの呼び出しを行っています。ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、諸般の事情からフルネームでの呼び出しを希望されない方は、事前に職員までご相談ください。

様式第33号の2の5（第101条の2の7第4号関係）（第1面）

教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）支給申請書
（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 1 3 5 0 4

1. 被保険者番号 ①

2. 受講開始年月日 ②
元号 年 月 日 （4 平成 5 令和）

3. 指定番号 ③

教育訓練施設の名称

教育訓練講座名 ④

4. 支給単位期間 （初日） （末日） ⑤
元号 年 月 日 月 日 （4 平成 5 令和）

5. 受講修了年月日 ⑥
元号 年 月 日 （4 平成 5 令和）

6. ４の期間に係る教育訓練経費 ⑦
円

教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称 ⑧
（販売代理店等） （販売員）

雇用保険法施行規則第 101 条の２の 12 第５項の規定により、
上記のとおり教育訓練給付金（第 101 条の２の７第４号関係）の給付の支給を申請します。
令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿

申請者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

① 教育訓練給付金の受給資格者証を確認してください

② 教育訓練給付金の受給資格者証と受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書を確認してください

③ 教育訓練給付金の受給資格者証を確認して記載してください

④ 教育訓練給付金の受給資格者証と受講証明書を確認して記載してください

⑤ 支給単位期間については P５の４を参照の上、受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書も確認して記載してください

⑥ 受講を修了したときだけ、専門実践教育訓練修了証明書を確認して記載してください

⑦ 領収書と受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書を確認して記載してください。割引、還付、事業主からの補助等がある場合、これらを反映した額にしてください。

⑧ 該当する場合のみ記載してください

（この用紙 このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

◎支給申請書には、ありのままを記入しましょう。

記入方法

※ □で表示された枠に記入する文字は、光学式文字読取装置（ＯＣＲ）で直接読取を行いますので、記入枠からはみ出さないように大きめの文字により明瞭に記載するとともに、この用紙を汚したり、必要以上に折り曲げたりしないでください。

※ ※印が付いた欄は記入しないでください。

※ ②、⑤、⑥に年月日を記載する場合

例えば、令和６年 10 月 10 日と記入する場合は次のように記載してください。

5 – 0 6 1 0 1 0

※ ①、③、⑦に番号等を記載する場合

右詰で記入し、マスが余る場合は空欄にしてください。

※ ⑦６．４の期間に係る教育訓練経費

割引、還付、事業主からの補助等があった場合又は将来ある場合、これを反映した額を記載してください。

11 教育訓練給付金（第 101 条の２の７第５号関係）支給申請書の書き方（資格取得等した後の支給申請）

「教育訓練給付金（第 101 条の２の７第５号関係）支給申請書」について

支給申請書に記入する前に教育訓練施設から交付される**「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項　専門実践教育訓練版」**をお読みください。

支給申請書は、専門実践教育訓練給付金を受けるための重要な書類ですから、該当する欄に正確に記入してください。万一、偽りの申告をすると、不正受給として処分されます。

１　受給者本人または代理人による来所、電子申請、郵送のいずれかの方法で支給申請期間内（郵送の場合は、申請期間内の消印有効）にハローワークに支給申請書を提出してください。

２　支給申請に来所する際には、　①教育訓練給付金（第 101 条の２の７第５号関係）支給申請書　②教育訓練給付金受給資格者証　③資格取得等を証明する書類（合格証、登録証、免許証、学位証明書等）　④　教育訓練実施者が発行する教育訓練経費に係る領収書（全支給単位期間分。領収書発行後、教育訓練経費の返還があった場合は加えて返還金明細書）　⑤教育訓練経費等確認書　⑥マイナンバーカード（受給資格確認の手続きの際に写真の提出を省略した場合）　⑦専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告　をお持ちください。

３　社会保険労務士以外の代理提出の場合は、２に加えて⑧本人住居所、本人氏名、代理人氏名、代理人住所、本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した委任状も必要です。

４　提出する書類は、黒のボールペンまたは万年筆で記入してください。

もし、**間違えたときは、間違えた箇所に二重線を引き訂正してください。**

様式第33号の2の6（第101条の2の7第5号関係）（第1面）

教育訓練給付金（第101条の2の7第5号関係）支給申請書

（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 14505

①～⑥　これまでの支給申請同様に記載してください

⑦　合格証、資格の免許証又は登録票等を確認し、資格取得等した日を記載してください

⑧　取得した資格の名称を記載してください

（この用紙は、このまま機械で処理しますので汚さないようにしてください。）

1. 被保険者番号 ①

2. 受講開始年月日 ②　元号　年　月　日

3. 指定番号 ③　4 平成　5 令和

教育訓練施設の名称 ④

教育訓練講座名

教育訓練講座の受講をあっせんした販売代理店等及び販売員の名称 ⑤

（販売代理店等）　（販売員）

4. 受講修了年月日 ⑥　元号　年　月　日

5. 資格等取得年月日 ⑦　元号　年　月　日

取得資格名称 ⑧

6. 就職年月日 ⑨　元号　年　月　日

就職先事業所名 ⑩

⑨～⑩　就職について記載してください（※※）

事業主の証明 ⑪

①就職先の事業所	名称	（雇用保険）事業所番号	
	⑪　就職先の事業主から証明してもらってください（電話番号　）	事業の種類	
②雇入年月日	令和　年　月　日	③職種	④一週間の所定所定労働時間　時間　分
⑤賃金月額	万　千円	⑥雇用期間	ア　定めなし　イ　定めあり　令和　年　月　日まで　契約更新条項（ア　有　イ　無）　1年を超えて雇用する見込み（ア　有　イ　無）

上記の記載事実に誤りのないことを証明する。

令和　年　月　日

事業主氏名

（法人のときは名称及び代表者氏名）

7. 教育訓練経費（1回目）	円	（追納金額）	円
8. 教育訓練経費（2回目）	円	（追納金額）	円
9. 教育訓練経費（3回目）	円	（追納金額）	円
10. 教育訓練経			円
11. 教育訓練経			円
12. 教育訓練経費（6回目）	円	（追納金額）	円
13. 教育訓練経費（7回目）	円	（追納金額）	円
14. 教育訓練経費（8回目）	円	（追納金額）	円

⑫　基本的にはこれまでと同じ金額を記載します（※※※）

◎支給申請書には、ありのままを記入しましょう。

※　基本的には教育訓練給付金（第 101 条の２の７第４号関係）支給申請書と同様に記載します。

※※　⑨6．就職年月日はいつの日付か

就職年月日は、本人と事業主との間で取り決めをされた**「在籍となる初日」**のことをいいます。在籍の初日時点では被保険者にならない労働条件だった場合は、被保険者となる労働条件になってからの在籍の初日をいいます。

被保険者になる労働条件であれば、試用期間中であってもその初日が就職年月日になります。

※※※　⑫教育訓練経費に変更があった場合

基本的にはこれまでと同じ金額としますが、前回の支給申請時には予定されていなかった割引、還付金、事業主からの補助等があった場合又はある場合は、これを反映させて記載してください。

また、これまでの支給申請時には未納としていた教育訓練経費を今回の支給申請までに追納している場合は、追納金額として記載してください。

12 教育訓練給付金（第 101 条の２の７第６号関係）支給申請書の書き方（賃金上昇した後の支給申請）

「教育訓練給付金（第 101 条の２の７第６号関係）支給申請書」について

支給申請書に記入する前に教育訓練施設から交付される**「教育訓練給付金支給申請書記載に当たっての注意事項　専門実践教育訓練版」**をお読みください。

支給申請書は、専門実践教育訓練給付金を受けるための重要な書類ですから、該当する欄に正確に記入してください。万一、偽りの申告をすると、不正受給として処分されます。

１　受給者本人または代理人による来所、郵送のいずれかの方法で支給申請期間内（郵送の場合は、申請期間内の消印有効）にハローワークに支給申請書を提出してください。

２　支給申請に来所する際には、　①教育訓練給付金（第 101 条の２の７第６号関係）支給申請書　②教育訓練給付金受給資格者証　③受講開始前及び訓練修了後（雇用された後または資格取得後）６か月間の賃金等（P６を参照）を確認するための書類（※）　④マイナンバーカード（受給資格確認の手続きの際に写真の提出を省略した場合）　⑤専門実践教育訓練給付追加給付申請時報告　⑥返還金明細書（領収書発行後、教育訓練経費の返還があった場合）をお持ちください。

※　・賃金台帳または給与明細　・出勤簿またはタイムカード　の２点の提出が必要です。
ただし、受講開始前の賃金については、離職票の写しの提示等により、ハローワークにおいて賃金が把握できる場合は提出を省略できます。

３　社会保険労務士以外の代理提出の場合は、２に加えて⑦本人住居所、本人氏名、代理人氏名、代理人住所、本人と代理人の間柄、代理人の所属、代理申請の理由を明記した委任状も必要です。

４　提出する書類は、黒のボールペンまたは万年筆で記入してください。
もし、**間違えたときは、間違えた箇所に二重線を引き訂正してください。**

様式第33号の2の7（第101条の2の7第6号関係）（第1面）

教育訓練給付金（第101条の2の7第6号関係）支給申請書
（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 1 0 5 0 8

①〜④　これまでの支給申請同様に記載してください

① 1. 被保険者番号

② 2. 受講開始年月日　令和　年　月　日

③ 3. 指定番号

④ 教育訓練施設の名称

教育訓練講座名

※公共職業安定所記載欄

4. 受講開始前の賃金額　　円

5. 雇用後（又は資格取得後）の賃金額　　円

⑤ 受講開始前の賃金

事業主の証明（受講開始前）

6. 就職先の事業所　名称　（雇用保険）事業所番号

所在地　〒　（電話番号　）

7. 雇用期間中の賃金支払状況

① 賃金支払対象期間	② ①の基礎日数	③ 賃金額 Ⓐ	Ⓑ	計	④ 備考
月 日〜 月 日（受講開始日の前日又は					
月 日〜 月 日					
月 日〜 月 日					
月 日〜 月 日					
月 日〜 月 日	日				
月 日〜 月 日	日				
月 日〜 月 日	日				

⑤　訓練受講開始前の就職先の事業主から証明してもらってください（※※）

ただし、離職票の写しの提示等により、ハローワークにおいて賃金が把握できる場合は証明を省略できます。

上記の記載事実に誤りのないことを証明する。
令和　年　月　日　事業主氏名
（法人のときは名称及び代表者氏名）

⑥ 雇用後（又は資格取得後）の賃金

事業主の証明（雇用後（又は資格取得後））

8. 就職先の事業所　名称　（雇用保険）事業所番号

所在地　〒　（電話番号　）

9. 雇用期間中の賃金支払

① 賃金支払対象期間					
月 日〜 月					
月 日〜 月					
月 日〜 月					
月 日〜 月 日	日				
月 日〜 月 日	日				
月 日〜 月 日	日				

⑥　訓練受講開始後の就職先の事業主から証明してもらってください（※※）

専門実践教育訓練を修了し、その訓練に係る資格を取得して、かつ、就職した日（※7）から１年が経過するまでの期間における連続する６か月間の賃金をご自身で選択した上で、就職先の事業所から証明してもらってください。

上記の記載事実に誤りのないことを証明する。
令和　年　月　日　事業主氏名
（法人のときは名称及び代表者氏名）

◎支給申請書には、ありのままを記入しましょう。

※　基本的には教育訓練給付金（第 101 条の２の７第４号関係）支給申請書と同様に記載します。

※※　⑤において、複数の事業主からの証明が必要な場合

一の事業所での被保険者資格を喪失した後に、他の事業所での被保険者資格を取得した場合であって、複数の事業所における賃金支払対象期間を合算し６か月間の賃金として申請する場合は、どちらか片方の事業所の証明について離職証明書の用紙を続紙として申請いただけます。

13 専門実践教育訓練給付金の支払いについて

専門実践教育訓練給付金は、**審査のうえで支給決定を受けた後、その決定された金額**について、あなたの指定した金融機関の預金口座に**振り込まれます**。

書類不備があると支給が遅くなります。記入漏れや書類不足がないように気をつけてください。

なお、預金口座に振り込まれるのは、支給決定の約７日後となります（金融機関によって振り込みまでの期間が異なります。また、土、日、祝日等による金融機関の休日等がある場合には、その日数分だけ入金が遅れます）。

また、預（貯）金口座は本人名義の普通預金（貯蓄口座以外）でなければ振り込みができませんので、ご注意ください。

なお、振り込みの名義は「コウセイロウドウショウショクギョウアンテイキョク」です。通帳には、上記名義の途中まで印字されます。※金融機関によって異なる場合があります。

ご注意ください

☆　氏名を変更するときは、通帳の名義を変えただけでは振込みができませんので、必ず新氏名名義の通帳を添えて、ハローワークの職員に申し出てください。

☆　振り込まれた給付金の額について、教育訓練給付金の受給資格者証の金額と預金通帳の金額が間違いないかどうかを確認してください。

☆　不明な点は、ハローワークの職員にお問い合わせください。

教育訓練支援給付金の受給手続きのながれ

離職

↓

教育訓練支援給付金の受給資格の決定

受講開始日の２週間前までにハローワークで教育訓練支援給付金の受給資格の決定を受ける必要があります（※）。
また、この手続きと同時かそれよりも前に専門実践教育訓練給付金の受給資格の決定を受ける必要があります。

↓

待期満了

受講を開始した日から、失業の状態が通算して７日間経過するまでを「待期期間」といい、この間は教育訓練支援給付金の支給対象となりません。

↓

失業の認定

教育訓練支援給付金の認定日ごと（原則として２か月に１回）に教育訓練支援給付金受講証明書を提出してください。
就職の有無、受講状況の実績などを確認して失業の認定を行います。

教育訓練支援給付金は基本手当と同時に給付を受けることができません。基本手当を受けることができる期間等は、基本手当の給付等が優先されます。

↓

教育訓練支援給付金の支払い

失業の認定を受けた日数分の教育訓練支援給付金は、あなたの普通預金口座への振込みとなります。（振込みまでの期間は金融機関によって異なりますが、おおむね １ 週間程度かかりますのでご了承ください）

↓

原則として２か月ごとにあなたの認定日が指定されます。

教育訓練支援給付金の手続きとは別に、専門実践教育訓練給付金の支給申請手続きも行ってください。
基本手当の受給資格者は、基本手当の手続きも忘れずに行ってください。

↓

受講修了

受講修了までに専門実践教育訓練を修了する見込みがなくなった場合及び修了することができなかった場合、以降は教育訓練支援給付金は支給されません。

↓

失業の認定

↓

支給終了

就　職

※　受講開始日１か月前の時点で被保険者だった人が、受講開始日までに被保険者でなくなった場合は、被保険者でなくなった日の翌日から起算して１か月以内に受給資格の決定を受ける必要があります。

14　教育訓練支援給付金の給付を受けることができる人は？

雇用保険では、専門実践教育訓練給付金の受給資格者のうち一定の条件を満たした方が失業状態にある場合に、訓練受講を更に支援するため、**「教育訓練支援給付金」**を支給します。

この教育訓練支援給付金は、専門実践教育訓練を受講する、または受講している人が**仕事を辞めたら必ず支給を受けられるものではありません。**

教育訓練支援給付金を受給できるのは、**一定の条件を満たした失業の状態にある方**のみです。

以下の条件を満たさなければ、教育訓練支援給付金を受けることができません

- 一般被保険者でなくなってから１年以内に専門実践教育訓練を開始する方として、専門実践教育訓練給付金の受給資格があること。
- 専門実践教育訓練の講座を修了する見込みがあること。
- 専門実践教育訓練の受講開始時に 45 歳未満であること。
- 受講する専門実践教育訓練が夜間において教育訓練を行う教育訓練講座その他の就業を継続して教育訓練を受けることができる教育訓練講座（通信制等）ではないこと。
- 受給資格確認時において一般被保険者ではないこと。また、一般被保険者ではなくなった後、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者になっていないこと。
- 会社などの役員に就任していないこと（活動や報酬がない場合はハローワークでご確認ください）。
- 自治体の長に就任していないこと。
- 今回の専門実践教育訓練の受講開始日前に教育訓練支援給付金を受けたことがないこと。
- 教育訓練給付金を受けたことがないこと（平成 26 年 10 月 1 日前に受けたことがある場合は、例外があります）。
- 専門実践教育訓練の受講開始日が令和９年３月 31 日以前であること。

※　受講開始日において一般被保険者である場合、「教育訓練支援給付金」は受けられません。

15　失業の状態とは？

失業の状態とは、次の条件を全て満たす場合のことをいいます。

○　積極的に就職しようとする意思があること。
○　いつでも就職できる能力（健康状態・環境など）があること。
○　積極的に仕事を探しているにもかかわらず、現在職業に就いていないこと。

以下のいずれかの状態に当てはまる方は、原則として教育訓練支援給付金を受けることができません。

1．病気やケガですぐに就職することができない（労災保険の休業［補償］給付や健康保険の傷病手当金などの支給を受けている場合を含みます。）
2．妊娠、出産、育児などによりすぐに就職することができない
3．親族の看護などですぐに就職することができない
4．結婚して家事に専念し、就職を希望しない
5．家事手伝いや農業、商業など家業に従事し、就職することができない
6．自営業（準備を含みます。）をしている　※収入の有無を問いません。
7．会社などの役員に就任している（活動や報酬がない場合はハローワークでご確認ください。）
8．就職（見習い、試用期間、研修期間を含み、収入の有無を問いません。）している
9．次の就職が決まっている（雇用予約・内定を含みます。）

保険料を負担していたのに、教育訓練支援給付金を受給できないことがあるの？

雇用保険は、積立貯金のように、保険料を負担していれば、必ず支給を受けることができるという制度ではありません。

雇用保険は、あなた自身に納めていただいた保険料のほかに、他の働く方々や事業主からの保険料と税金によって、国が運営している相互扶助（助け合い）の制度です。

このため、法律に定める要件に当てはまらない限り、支給を受けることはできません。

どのような状況が「就職」したことになるの？

雇用保険法でいう「就職」とは、いわゆる正社員だけではなく、アルバイトやパート、研修等も含まれます。

また、会社の役員へ就任する場合のほか、自営業の準備や自営業を営むこと、農業・商業等の家業への従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動などについても「就職」となる場合があります。詳しくは、「24　教育訓練支援給付金受講証明書の書き方」をご覧ください。

16　教育訓練支援給付金の受給資格者証の見方

◎専門実践教育訓練給付金の受給資格者証と同一の書面です

様式第33号の2の4（第101条の2の7第4号関係）（第1面、第2面）

教育訓練給付金（第101条の2の7第4号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証　（第1面）

1.被保険者番号	2.氏名		
3.性別	4.受講開始時年齢	5.生年月日	6.離職又は在職の別の表示
7.住所又は居所			
8.支払方法（記号（口座）番号―金融機関名―支店名）			

9.支給番号	10.離職時賃金日額	11.支給日額
9	10	11

12.指定教育訓練実施者名	13.教育訓練施設の名称
14.教育訓練講座名	

15.指定番号	16.実施方法	17.訓練期間
18.受給資格確認年月日	19.受講開始日	20.受講修了予定日
21.登録資格		
22.登録訓練経費		

内容に間違いがないか、必ずご確認ください。万一、間違いがあった場合には、係員にお申し付けください。

９	支給番号	あなたが基本手当を受給している場合に印字されます。
１０	離職時賃金日額	原則として、離職される直前の６か月間に支払われた賃金の合計を１８０で割った額です。
１１	支給日額	あなたが受ける教育訓練支援給付金の１日分の金額です

※「３　教育訓練給付金の受給資格者証の見方」もあわせてご参照ください。

☆　教育訓練支援給付金の受給資格者証は、他人に貸したり譲ったりすることはできません。また紛失した場合には、すぐハローワークへ届け出てください。

☆　教育訓練支援給付金の受給資格者証は、コンピュータで処理しますので、折り曲げ線以外で折り曲げたり、汚したりしないでください。

☆　教育訓練支援給付金の受給資格者証は、支給終了後も大切に保管してください。

17　教育訓練支援給付金の日額は？

（1）　**教育訓練支援給付金の日額**は、原則として離職される直前の６か月間に支払われた賃金額から算出された**基本手当の日額に相当する額の80%**になります（少数点以下の端数は切り捨てます。）。

基本手当の日額は、原則として、離職される直前の６か月間に支払われた賃金の合計金額を、**180**で割った金額（**賃金日額**）のおよそ**80%～50%**になります（基本手当の日額については、別途上限が定められています）。

※　基本手当の日額は、「毎月勤労統計」の結果に基づき、毎年8月1日に改定されます。

※　令和７年４月１日以降に受講開始した専門実践教育訓練の教育訓練支援給付金の支給額は、基本手当日額に相当する額の 60%となります。

（2）　基本手当の日額は、年齢層ごとにも上限が定められています。

（基本手当の支給対象となる日が令和６年８月１日から令和７年７月 31 日までの場合）

賃金日額（w円）	給付率	基本手当日額（y 円）
●離職時の年齢が 30 歳未満の方		
2,869 円以上 5,200 円未満	80%	2,295 円～4,159 円
5,200 円以上 12,790 円以下	80%～50%	4,160 円～6,395 円　（＊１）
12,790 円超 14,130 円以下	50%	6,395 円～7,065 円
14,130 円超	―	**7,065 円(上限額)**
●離職時の年齢が 30 歳以上 45 歳未満の方		
2,869 円以上 5,200 円未満	80%	2,295 円～4,159 円
5,200 円以上 12,790 円以下	80%～50%	4,160 円～6,395 円　（＊１）
12,790 円超 15,690 円以下	50%	6,395 円～7,845 円
15,690 円超	―	**7,845 円(上限額)**

＊１　y=0.8w－0.3｛(w－5,200）/7,590｝w

（3）　教育訓練支援給付金は**支給単位期間**ごとに支給します。

教育訓練支援給付金の支給単位期間は原則受講開始日から起算した２か月ごとの期間です（受講を終了する場合は、終了までの期間）。

「19 スタートは教育訓練支援給付金の申込み」の※に該当する方が、「教育訓練給付金（第 101 条の２の７第４号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」を受講開始後に提出することとなった場合は、提出した日から起算した２か月ごとの期間です（受講を終了する場合は、終了までの期間）。

18　教育訓練支援給付金の支給を受けることができる期間

教育訓練支援給付金は、**原則として、専門実践教育訓練を修了する見込みをもって受講している間はその教育訓練が終了するまで**給付を受けることができます。

この期間内の失業の状態にある日について、教育訓練支援給付金の支給を受けることができます。

ただし、専門実践教育訓練の受給資格者が基本手当の給付を受けることができる期間は、教育訓練支援給付金は支給されません（「27 基本手当を受けられる期間は教育訓練支援給付金は支給されません」）。

19 スタートは教育訓練支援給付金の申し込み

教育訓練支援給付金の手続きは、一般被保険者ではなくなってから専門実践教育訓練を開始する方が、ハローワークへ「教育訓練給付金（第 101 条の２の７第４号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」と「離職票」を提出したときからスタートします。

この手続きは原則受講開始日の２週間前まで（※）に行う必要があります。

受講開始日は専門実践教育訓練の所定の開講日（必ずしも出席第１日目とは限らない。）であって、指定教育訓練実施者が受講開始日として証明する日です。

この手続き開始の日を「**教育訓練支援給付金の受給資格決定日**」といいます。

この手続きと同時またはこの手続きよりも前に、専門実践教育訓練給付金の受給資格決定を行っている必要があります。

また、この手続きの際には、雇用保険の基本手当の受給資格があるかどうかも確認します。

（※）　この期限日において一般被保険者であった場合、当該期限日後であって、受講開始日前に、一般被保険者でなくなった場合、一般被保険者でなくなってからの１か月間。

20　受講開始日からの「待期（たいき）」

専門実践教育訓練給付金の**受講開始日から失業の状態にあった日が通算して7日間経過するまで**は、教育訓練支援給付金の支給を受けることはできません。この期間のことを「**待期**」といいます。

したがって、この「**待期**」の最終日の翌日からが支給の対象となる日となり、ハローワークで教育訓練支援給付金の失業の認定を受けた日について教育訓練支援給付金が支給されます。

21 支給が始まるのはいつ？

待期が経過（このことを「**待期満了**」といいます）した後に、引き続き失業の状態にある場合、教育訓練支援給付金の支給対象となります。

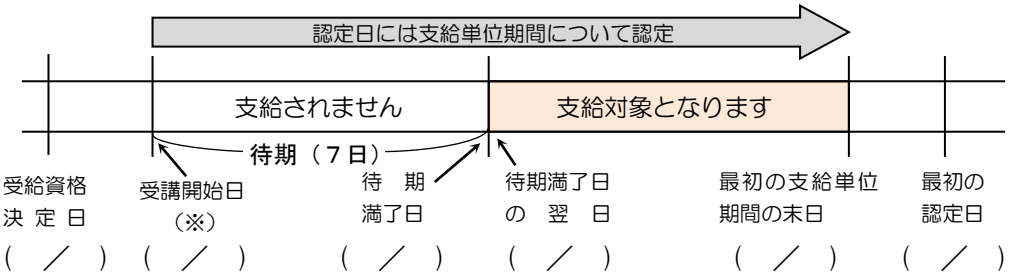

認定日に来所して、失業の認定を受けると、「７日間の待期」と「待期満了日の翌日から支給単位期間の末日までの失業状態」が認定され、教育訓練支援給付金の支給が始まります

※　受講開始日は、専門実践教育訓練の所定の開講日（必ずしも出席第１日目とは限らない。）であって、指定教育訓練実施者が受講開始日として証明する日です。

学校側の都合で受講開始日に変更が生じ、受講開始予定日と実際の受講開始日が異なると、その後の支給内容が変わります。受講開始日に変更がないか訓練開始直前または直後に訓練実施者に確認してください。もし開始日に変更があり、受給資格者証に記載された訓練開始日と異なることとなった場合は、すぐにハローワークへ連絡してください。

22 支給をまったく受けないうちに次の仕事が決まったら？

再就職が決まった場合は、就職の前日に、ハローワークに就職の届け出をしていただく必要があります（詳しくは、「31 就職または事業を開始することが決まったときは？」をご覧ください）。

23 教育訓練支援給付金の失業の認定とは？

教育訓練支援給付金の支給を受けるためには、**原則として1支給単位期間（2か月）に1回の指定された日**（これを**教育訓練支援給付金の失業の認定日**といいます）に、必ずあなたご自身がハローワークへ来所のうえ、専門実践教育訓練の受講状況と失業の状態であった（ある）ことを「教育訓練支援給付金受講証明書」で申告する必要があります。

「**失業の状態**」にあるか否かを客観的・具体的に確認したうえで給付を行うことが重要ですので、失業の認定には、専門実践教育訓練の受講状況による判断基準を設けています。教育訓練支援給付金受講証明書に、失業の認定を受けようとする期間の受講状況を正しく記入して教育訓練実施者の証明を受けてください（教育訓練支援給付金受講証明書については「24 教育訓練支援給付金受講証明書の書き方」を、専門実践教育訓練の受講状況については「25 専門実践教育訓練の受講状況とは？」をご覧ください）。

ハローワークでは、その申告を基にして、失業の状態にあった日について教育訓練支援給付金の失業の認定を行い、教育訓練支援給付金を支給する手続きを行います。

「教育訓練支援給付金の失業の認定日」について

あなたの教育訓練支援給付金の受給資格者証の第３面以降に、教育訓練支援給付金の失業の認定日が表示されています。

教育訓練支援給付金の失業の認定を行うたびに次の認定日を指示します。

※　基本手当を受給中の方や基本手当の手続きが可能な方に対しても、基本手当とは別に教育訓練支援給付金の失業の認定日の指示をします。基本手当の受給中は教育訓練支援給付金の給付は受けられませんが、教育訓練支援給付金の失業の認定を行いますので、教育訓練支援給付金の認定日には必ずハローワークへ来てください。

※　原則として住居所を管轄するハローワークで教育訓練支援給付金の失業の認定を行うことになっておりますが、本人からの申し出により、住居所管轄のハローワークが認めた場合は、他のハローワークで行うことができる場合があります。詳しくはハローワークの職員にご相談ください。

24 教育訓練支援給付金受講証明書の書き方

「教育訓練支援給付金受講証明書」について

教育訓練支援給付金受講証明書は、教育訓練支援給付金を受けるための重要な書類ですから、該当する欄に正確に記入してください。万一、偽りの申告をすると、不正受給として処分されます。

１　認定日には、①教育訓練支援給付金の受給資格者証　②教育訓練支援給付金受講証明書　をお持ちください。

基本手当の受給資格決定を受けている場合は、③雇用保険受給資格者証もお持ちください。

２　教育訓練支援給付金受講証明書は、黒のボールペンまたは万年筆で記入してください。

もし、**間違えたときは、間違えた箇所に二重線を引き訂正してください。**

３　次のような場合には、まだ収入を得ていなくても、該当する欄に正確に記入してください（27 ページの「こんな場合、申告しなければならない就職に当たる？」もあわせてご参照ください。）。

（１）　**就職（見習・試用期間を含む）（※）**した場合には、**採用になった日付**

（２）　**自営業**を開始（**準備期間を含む**）した場合、**農業・商業等家業に従事**した場合、**請負・委任による労務提供**をした場合、**ボランティア活動**をした場合、**在宅の内職**をした場合等であって、これらに**専念する場合はその日付**

（３）　会社の役員等に就任した場合はその日付

（４）　地方公共団体の長へ就任した場合はその日付

（５）　短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者になった場合はその日付

ご注意ください

※　「就職」に該当するか不明な場合、ハローワークの職員にご相談ください。

　思い込み等により「就職」に該当しないと思って申告しなかったものが、実際は「就職」であった場合、その「就職」した日以降に受けた教育訓練支援給付金は返還しなければなりません。不明な点は必ずハローワークの職員にご相談ください。

窓口での呼び出しについて

　失業認定の窓口へ受給者の方をお呼びする際は、窓口事務の円滑化による待ち時間短縮や書類等を他の方へ誤って交付することを防止するためフルネームでの呼び出しを行っています。ご理解とご協力をお願いいたします。

　なお、諸般の事情からフルネームでの呼び出しを希望されない方は、事前に職員までご相談ください。

様式第33号の2の9（附則第28条関係）（第1面）

教育訓練支援給付金受講証明書

（必ず第２面の注意書きをよく読んでから記入してください。）

帳票種別 1 1 5 0 3

（この用紙は、このまま機械で処理しますので、汚さないようにしてください。）

① 1 受講者氏名

② 2 証明対象期間　令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日

③ 3 教育訓練講座名

④ 4 右のカレンダーに該当する印をつけるとともに、開講日数、出席等日数、出席率を記入してください。

(1) 教育訓練が行われなかった日（日・祝日等）　=印
(2) 教育訓練を一部のみ受けた日　△印
(3) 教育訓練を受けなかった日　×印

月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

開講日数　日　出席等日数　日　出席率　%

⑤ 5 特記事項

⑥ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。　令和　年　月　日

公共職業安定所長殿

指定教育訓練実施者名
教育訓練施設の名称
所在地
電話番号
長の職名・氏名

⑦ 6 失業と受講の認定を受けようとする期間中に、就職をしましたか。

ア した（就職をした日は○印を右のカレンダーに記入してください。）
イ していない

月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				

⑧ 7 就職もしくは自営した人又はその予定のある人が記入してください。

ア 就職　(1) 公共職業安定所又は地方運輸局紹介　(2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介　(3) 自己就職　月　日より就職（予定）　（就職先事業所）事業所名（　）所在地（〒　）電話番号（　）

イ 自営　月　日より自営業開始（予定）

⑨ 雇用保険法施行規則附則第28条の規定により、上記のとおり申告し、教育訓練支援給付金の支給を申請します。

令和　年　月　日

公共職業安定所長　殿

申請者氏名

被保険者番号　（　）

※公共職業安定所記載欄

1. 被保険者番号
2. 受講開始年月日　（4 平成　5 令和）
3. 未支給区分（空欄 未支給以外　1 未支給）
4. 支払区分
5. 支給期間その1　（初日）　（末日）
6. 認定日数その1
7. 不支給理由その1（1 就職　2 受講不良　3 その他）
8. 支給期間その2　（初日）　（末日）
9. 認定日数その2
10. 不支給理由その2（1 就職　2 受講不良　3 その他）
11. 就職年月日―経路　（4 平成　5 令和）
12. 離職年月日―離職理由　（4 平成　5 令和）

元号　年　月　日

備考		※	所長		次長		課長		係長		係		操作者	

◎ 教育訓練支援給付金受講証明書には、ありのままを記入しましょう。

① 氏名を記載してください。
② 今回支給申請をする支給単位期間を記入してください。
③ 受講している専門実践教育訓練の講座名を記入してください。
④ 今回支給申請をする支給単位期間の出欠状況を記入してください。教育訓練講座を欠席した日はカレンダーに**『×』**を、遅刻、早退は、訓練実施日あたり２分の１以上の出席があった場合は**『△』**、日曜祝日等教育訓練講講座が開講されなかった日は**『＝』**を記入してください。
（「25 専門実践教育訓練の受講状況とは？」、「26 出席率はどのように計算する？」参照）
⑤ 欠席の理由など特記事項がある場合に記載してください。（「25 専門実践教育訓練の受講状況とは？」、「26 出席率はどのように計算する？」参照）
ここには教育訓練実施者があなたのこの講座を修了する見込みも記入します。
⑥ 教育訓練実施者の証明を受けてください。
⑦ 失業の認定を受けようとする期間中に、就職をした場合は『**ア　した**』に〇印を付けてください。

失業の認定を受けようとする期間中とは

原則として、今回の支給単位期間をいいます。

就職をした日

次のページの要件を参考にして、カレンダーに〇を付けてください。

※ 収入の有無にかかわらず、必ず記入してください。
また、就職に該当するか判断がつかない場合には、ハローワークの職員にお問い合わせのうえ、記入してください。

⑧ 就職が決まった場合には、就職（予定）年月日、就職先事業所等を正確に記入してください（見習い・試用期間等がある場合にはその初日を記入してください）。

⑨ 認定日の年月日を記入してください。申請者氏名欄に、氏名を記載してください。

申告しなければならない「就職」とは（教育訓練支援給付金受講証明書のカレンダーに〇印をする場合）

次の①から⑥のいずれかに該当する「就職」をした場合に申告をしてください。

① 雇用保険の一般被保険者となる場合
1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、**31 日以上の雇用の見込み**がある場合に一般被保険者になります。
公務員であるという理由で雇用保険の被保険者にならない場合と、**昼間学生**であるという理由で雇

用保険の被保険者にならない場合も**申告をしてください。**

② **契約期間が7日以上**の雇用契約において**週の所定労働時間が 20 時間以上**、かつ、**週の就労日が4日以上**の場合

（**請負契約、ボランティア契約（無償である場合を除く）等の契約**であっても、契約において**継続的に就労することが明確**である場合は、「週の所定労働時間」を**「週の平均的な労働時間」**と読み替えて、就職に当たるか判断します。）

③ 自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動、在宅の内職等をした場合で、これらに専念する場合。

④ 会社の役員等に就任した場合

⑤ 地方公共団体の長への就任

⑥ 短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者になった場合

こんな場合、申告しなければならない就職に当たる？

さきほどの①から⑥に該当しない一時的な就職や、週の所定労働時間が短い雇用契約での就職は、教育訓練支援給付金の「就職」として申告する必要はありません（基本手当の受給資格者は、基本手当の失業認定申告書に申告する必要があります。）。

① 専門実践教育訓練の講座が開講されない**土日の2日だけ1日8時間アルバイト**をする。
アルバイトの**契約期間に定めはなく**、専門実践教育訓練の講座を受けながら続ける予定。
まず、１週間の所定労働時間が 20 時間未満なので雇用保険の被保険者には該当しません。
次に、契約期間は７日以上ですが、週の所定労働時間が 20 時間未満、労働日数も週２日なので申告すべき就職には該当しません。
もし、これが土日月の３日、１日８時間のアルバイトになると、被保険者になるため申告が必要な就職に該当します。

② 専門実践教育訓練の講座が終わってから、**1日4時間**のアルバイトを**週4日**する。
アルバイトの**契約期間に定めはなく**、専門実践教育訓練の受講を受けながら続ける予定。
まず、１週間の所定労働時間が 20 時間未満なので雇用保険の被保険者には該当しません。
次に、契約期間は７日以上で、労働日数も週４日ですが、週の所定労働時間が 20 時間未満なので申告すべき就職には該当しません。
もしこれが１日４時間週５日のアルバイトになると、被保険者になるため申告が必要な就職に該当します。

③ 自営業の準備、自営業を営むこと、商業・農業等の家業に従事、請負・委任による労務提供、在宅の内職、ボランティア活動をした場合で、これらに**専念しない場合。**
専念しない場合は、申告すべき就職には該当しません。
しかし、請負、委任、ボランティア契約等の契約であって、契約において継続的に就労することが明確なとき（契約期間が**7日以上**の契約において**週の平均的な労働時間が20時間以上**、かつ、**週の就労日が4日以上**の場合に限る。）は**申告すべき就職に**当たります。
また、自営の場合、役員等に就任すると就職に当たります。

25 専門実践教育訓練の受講状況とは？

教育訓練支援給付金の受講状況は、原則として教育訓練支援給付金受講証明書から確認します。

欠席した日(※)は失業の状態にないものとして、その日は**教育訓練支援給付金が支給されません。**

遅刻、早退等で教育訓練の一部のみを受けた日は、その日の講座の半分以上を受けたと教育訓練実施者が認める場合、その日は**教育訓練支援給付金を支給します。出席率**（「26 出席率はどのように計算する？」参照）**の計算においては、1／2の割合出席したものとして扱われます。**

欠席等が多く、**一度でもある支給単位期間の出席率が 80%未満になった場合、その支給単位期間以降教育訓練支援給付金は支給されなくなります。**

また、専門実践教育訓練を休まず受講している場合であっても、**修了の見込みがなくなった場合**はその支給単位期間以降教育訓練支援給付金が**支給されなくなります。**

※　欠席した日のうち、次の①から④の理由で欠席した日は失業の状態にあるものとして支給します。また、出席率の計算でも考慮されるので、教育訓練実施者に証明書を提出してください。（「26 出席率はどのように計算する？」参照）

① 大規模な災害が起こったこと等により訓練実施施設への通所が困難となっている場合

② 裁判員に選任された場合等

③ 教育訓練支援給付金の受給資格者本人が基本手当の認定日、教育訓練給付金の支給申請又は教育訓練支援給付金の失業の認定日にハローワークに来所する必要がある場合

④ ハローワークもしくは教育訓練実施者の指導により求職活動を行う場合または紹介に応じて求人者に面接する場合

26　出席率はどのように計算する？

出席率は次のように計算します。

出席率　＝　出席日数／（開講日数－①から⑤までの理由で欠席した日数）×100

これにより計算した出席率に端数が出る場合、小数点以下の端数を切り捨てます。

出席率計算における出席日数

遅刻、早退等で教育訓練の１／２以上講座を受けた日は、１／２の割合出席したものとして出席日数を数え、出席日数の計算の最後に少数点以下の端数を切り捨てます。その後、出席率を計算します。

開講日数から差し引くことが出来る、**①から⑤までの理由**は次のとおりです。これに該当する場合は、**訓練施設あてに証明する書類を提出**してください。

① インフルエンザ等に感染した場合等

ａ　受給者本人がインフルエンザ等の感染症に感染した場合のほか、親族、受給者本人の同居人（親族以外の者を指す）がインフルエンザ等の感染症に感染し、医師が受給者本人の自宅待機が必要と判断した

場合を含みます。

（証明する書類）

原則次の⑷から⑹。

⑷　医療機関又は調剤薬局の領収書

⑹　処方箋袋（薬袋）

⑹　薬剤情報提供書（医療機関又は調剤薬局からの処方箋袋（薬袋）とともに渡される調剤日、薬剤の名称、用法、用量、効能、効果、相互作用に関する主な情報が記載された　用紙）

⑹　診療明細書

⑹　受給者本人の書面による申告書（しおりの別添　各種証明書）

b　企業実習先において受給者本人以外の者がインフルエンザ等の感染症に感染し、訓練を受講できなかった場合も同様です。

（証明する書類）

教育訓練支援給付金受講証明書にその旨証明があれば、他の証明書類は必要ありません。

②　大規模な災害が起こったこと等により訓練実施施設への通所が困難となっている場合

③　裁判員に選任された場合等

④　教育訓練支援給付金の受給資格者本人が基本手当の認定日、教育訓練給付金の支給申請又は教育訓練支援給付金の失業の認定日にハローワークに来所する必要がある場合

⑤　ハローワークまたは教育訓練実施者の指導により求職活動を行う場合もしくは紹介に応じて求人者に面接する場合

27　基本手当を受けられる期間は教育訓練支援給付金は支給されません

教育訓練支援給付金は**「基本手当が支給される期間」**は支給されません。

これは、基本手当が支給される期間については、当該基本手当で諸経費をまかなうことができるため、教育訓練支援給付金の支給を行わないものです。そのため、**実際に支給を受けたか否かにかかわらず**（※）、基本手当の受給期間内であり、基本手当の残日数の範囲内であれば、教育訓練支援給付金は「基本手当が支給される期間」であるため支給されません。

※　基本手当の手続きを取っていない期間（離職した日の翌日から１年間）も教育訓練支援給付金は支給されません。

また、基本手当の待期の期間、給付制限の期間も教育訓練支援給付金は支給されません。

28 教育訓練支援給付金の支払いについて

教育訓練支援給付金は、教育訓練支援給付金の**失業の認定を受けた後、その認定された日数分**について、あなたの指定した金融機関の預金口座に**振り込まれます**。

なお、預金口座に振り込まれるのは、**失業の認定日の約7日後**となります（金融機関によって振り込

みまでの期間が異なります。また、土、日、祝日等による金融機関の休日等がある場合には、その日数分だけ入金が遅れます)。

また、預(貯)金口座は本人名義の普通預金(貯蓄口座以外)でなければ振り込みができませんので、ご注意ください。

なお、振り込みの名義は「コウセイロウドウショウショクギョウアンテイキョク」です。通帳には、上記名義の途中まで印字されます。※金融機関によって異なる場合があります。

ご注意ください

☆　氏名を変更するときは、通帳の名義を変えただけでは振込みができませんので、必ず新氏名名義の通帳を添えて、ハローワークの職員に申し出てください。
☆　振り込まれた給付金の額について、教育訓練支援給付金の受給資格者証の金額と預金通帳の金額が間違いないかどうかを確認してください。
☆　不明な点は、ハローワークの職員にお問い合わせください。

29 認定日にハローワークに来所しなかったときは？

教育訓練支援給付金の認定日にハローワークに来所することができなかった場合には、その支給単位期間については、**教育訓練支援給付金の失業の認定(教育訓練支援給付金の支給)を受けることができない場合があります。**

そして、次の認定日に来所して、認定日に来所しなかった分の支給単位期間について教育訓練支援給付金受講証明書により出席率が80%以上であることが証明できなければ、**その次の支給単位期間についても失業認定を受けることができません。**

以下の例を参考にしてください。

① 支給単位期間は 8 月 1 日から 9 月 30 日、教育訓練支援給付金の認定日は 10 月 15 日 10 月 15 日の認定日に来所せず、次回 12 月 15 日の認定日に来所し、今回の支給単位期間と前支給単位期間の出席率が 80%以上であることを証明した場合

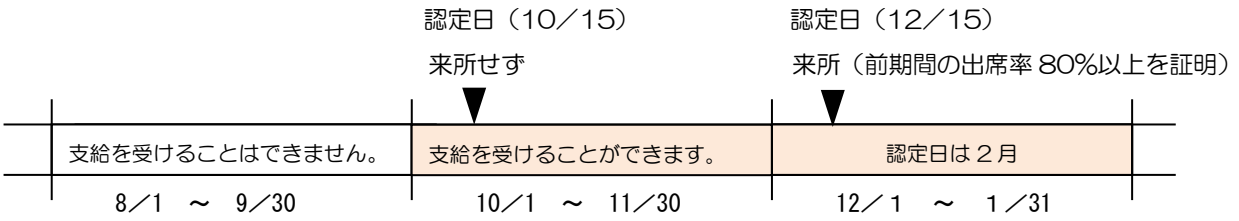

② 支給単位期間は 8 月 1 日から 9 月 30 日、教育訓練支援給付金の認定日は 10 月 15 日 10 月 15 日の認定日に来所せず、次回 12 月 15 日の認定日に来所し前期間の出席率が 80%未満であった場合

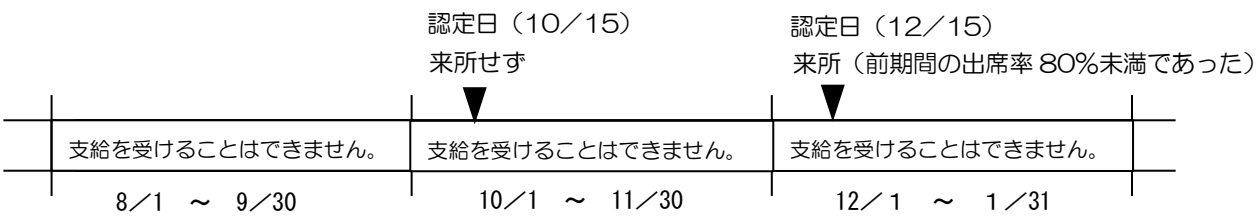

10 月 1 日から 11 月 30 日までの支給単位期間も支給を受けることができません。
また、12 月 1 日以降も支給を受けることができません。

30 やむをえない理由で認定日に来所できない場合

所定の教育訓練支援給付金の認定日に来所できない場合に、次のようなやむを得ない理由がある場合にのみ、**特別な取り扱い**として**やむをえない理由が止んだあと7日間のうちであれば、やむをえない理由を証明する書類を添えて支給申請**することができます。

なお、この取り扱いを受ける場合には、その事実がわかる**証明書等が必要**となります（必要な証明書等については、ハローワークの窓口で指示を受けるようにしてください）。

やむを得ない理由とは？

☆　求人者との面接、選考、採用試験等
☆　各種国家試験または検定等資格試験の受験
☆　働くことができない期間が 14 日以内の病気またはけが
☆　本人の婚姻
☆　親族の看護、危篤、死亡または婚姻（親族の全てではなく、範囲が限られています。）
☆　子弟の入学式または卒業式
☆　受講している専門実践教育訓練のカリキュラム上の定期試験や企業実習
☆　融資の手続きのため労働金庫に赴く場合　　などです。

たとえば

専門実践教育訓練のカリキュラム上の定期試験（10 月 14 日～18 日）のため 10 月 15 日の認定日に来所できず、定期試験終了後 10 月 21 日にその事実がわかる証明書類を持って来所した。

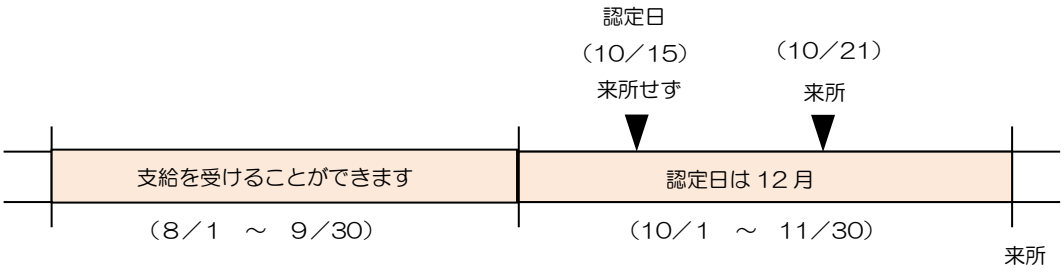

10 月 21 日には８月１日から９月 30 日までの支給単位期間の認定をうけることが出来ます。

また、指定された認定日に来所できなかった場合、その理由が、次の①から③までのいずれかであるときは、その理由を証明した証明書によって次回の認定日にまとめて認定を受けることもできます。

この場合にも、必ずハローワークに連絡したうえで、指示を受けるようにしてください。

①働くことができない期間が 14 日以内の病気、けがのとき(傷病証明書)
②ハローワーク等の紹介により求人者との面接をしたとき(面接証明書)
③天災その他避けることができない事故(水害、地震、交通事故など)により来所できないとき
（官公署の証明）

31 就職または事業を開始することが決まったときは？

申告をしなければならない就職（試用期間、研修期間、アルバイト、パートを含む。）または事業を開始することが決まった時は、原則として、通常通りの認定日で失業の認定を行います。しかし、就職のため認定日にハローワークに来所することが困難な場合は、就職の前にハローワークに連絡をして指示を受けてください。

就職の届け出に必要なもの

- □ 教育訓練支援給付金の受給資格者証
- □ 教育訓練支援給付金受講証明書
- □ 採用証明書等

32 就職した後に、再び離職したときは？

就職した時点で基本手当の受給資格者ではなく、新しい基本手当の受給資格も得られなかった場合

当初の訓練期間内である場合には、再び教育訓練支援給付金の支給を受けることができます。支給の対象となる日は離職の日の翌日からですが、離職の日の翌日以後の支給単位期間について認定日が過ぎている分は支給を受けることができません。

届け出に必要なもの

- □ 教育訓練支援給付金の受給資格者証
- □ 離職票または喪失確認通知書（後日でも差し支えありません）

就職した時点の基本手当の受給資格がまだある場合又は新しい受給資格が得られた場合

就職した時点で基本手当の受給資格者であった方が離職後もその受給資格がある場合、または就職した事業所で被保険者となって１２か月以上（解雇・倒産等で退職された方の場合は６か月以上）働いた後に離職した場合には、通常は新たに雇用保険の受給資格が生じますので、この場合には、基本手当を受けることができる期間にあるため教育訓練支援給付金を受けることはできません。

しかし、いずれの場合も基本手当の支給終了後に専門実践教育訓練を受けている場合は教育訓練支援給付金を受けることができます。

届け出に必要なもの

- □ 教育訓練支援給付金の受給資格者証
- □ 離職票または喪失確認通知書（後日でも差し支えありません）

※　ただし、短期雇用特例被保険者又は日雇労働被保険者になる就職をした場合、その離職後も教育訓練支援給付金の給付を受けることはできません。

33 氏名や住所、電話番号を変更するときは？

氏名や住所、電話番号を変更する場合には、できるだけ早く、ハローワークに届け出をしてください。
住所を変更した場合、教育訓練支援給付金の手続きにお越しいただく管轄のハローワークが変更となる場合があります。

届け出に必要なもの

□　教育訓練給付金の受給資格者証
□　氏名、住所変更届（住民票記載事項証明書等の証明書類を添付してください。電話番号の変更は、証明書類は必要ありません。）
□　払渡希望金融機関変更届（氏名変更の場合）

34 もし、受給資格者本人が受給中に亡くなったときは？

万一、受給中に受給資格者本人が亡くなった場合には、その方と生計を同じくしていたご遺族がまだ支給申請をしていない専門実践教育訓練給付金または教育訓練支援給付金の支給を受けることができます。これを「**未支給失業等給付**」といいます。
この場合には、受給資格者本人の死亡した日の翌日から６か月以内に「未支給失業等給付請求書」をハローワークに提出してください。

35　専門実践教育訓練給付金と教育訓練支援給付金は正しく受給しましょう

◎　**不正受給とは**

失業等給付の支給を受けることができないにもかかわらず、偽りまたは不正な手段によって失業等給付の支給を受け、または受けようとすることをいいます（**現実に支給を受けたか否かを問いません。**）。

◎　**正しく申告しないと不正受給になります。**

例えば、次のような場合です。

＜専門実践教育訓練給付金＞

□▪　受講申込者が他者に当該講座を受講させ、受講申込者の名義で支給申請を行った場合。

□　講座の修了に必要な試験について、教育訓練実施者や販売代理店等から解答の提供を受けて受験した場合。受講証明書または専門実践教育訓練修了証明書が交付されても、実質的に修了していないことから、専門実践教育訓練給付金の支給申請を行うことはできない。

□　教育訓練実施者、販売代理店、事業所等から教育訓練経費の一定額が還付されることが予定されている場合（現金だけでなくパソコン等の無償提供等を含む。）で、当該還付予定額を差し引いて教育訓練経費を申告しなかった。

□　パソコン等の機材を含めた教育訓練経費の申告をした。

＜教育訓練支援給付金＞

□　出席の実績がないにもかかわらず、教育訓練支援給付金受講証明書にその実績について虚偽の申告をした。

□　事業主に雇用された場合（雇用の形態は問いません。試用（研修）期間も含みます。一時的な就職は除きます。）に、そのことを教育訓練支援給付金受講証明書で申告しなかったり、採用日、雇用された事実等を偽った申告をした。

□　労災保険の休業（補償）給付や健康保険の傷病手当金等の支給を受けていることを申告しなかった（教育訓練支援給付金の支給終了後、教育訓練支援給付金を受給した期間について、労災保険の休業補償給付の支給を遡って受ける場合を含む。）。

□　短期雇用特例被保険者または日雇労働被保険者になったことを申告しなかった。

□　会社の役員等に就任したことを申告しなかった。

□　偽りの記載をした離職票（離職理由を含む。）を提出した。

◎　ルールを守って正しく受給しましょう。

偽りその他不正の行為によって専門実践教育訓練給付金**または**教育訓練支援給付金を受けたり、受けようとしたときは、以後教育訓練給付金**及び**教育訓練支援給付金を受けられなくなる（支給停止）ばかりでなく、不正受給した金額の返還（返還命令）と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ（納付命令）、また、処罰される恐れがあります。

□　どちらかの給付金で不正の行為をした場合でも、両給付金について給付を受けられなくなり、返還命令と納付命令を命ぜられることになります。

□　**支給停止**（その日以後の教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の支給を受ける権利がなくなります）

□　**返還命令**（不正に受給した教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金の金額は、全額返還しなければなりません）

□　**納付命令**（不正に受給した金額を全額返還するとともに、不正に受給した金額の**２倍に相当する額をさらに納めなければなりません**）

□　不正受給した日の翌日から延滞金が課せられます。

□　これら返還金などの納入を怠ると、**財産の差押え**等が行われることがあります。

□　悪質な場合、**詐欺罪**等で処罰されることがあります。

36 処分に不服があるときは？

ハローワーク等が行った専門実践教育訓練給付金または教育訓練支援給付金に関する処分に不服がある場合は、その処分のあったことを知った日の翌日から３か月以内に、雇用保険審査官（東京労働局雇用保険審査官　〒102-8305　千代田区九段下南 1-2-1　電話番号 03（3512）1668）に審査を申し出ることができます。これを「**審査請求**」といいます。

審査請求を行う場合には、ハローワーク等を通じて、または直接雇用保険審査官に、その旨を申し出てください。

また、雇用保険審査官の決定に不服がある場合には、決定書の謄本が送付された日の翌日から２か月以内に労働保険審査会に**再審査請求**をすることができます。

ただし、審査請求した日の翌日から３か月を経過しても審査請求についての決定がない場合は、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができます。

ハローワーク等が行った教育訓練給付（専門実践教育訓練給付金又は教育訓練支援給付金）に関する処分の取消訴訟は、審査請求の決定を経た後に、決定があったことを知った日から６か月以内に提起することができます（ただし、決定のあった日から１年を経過した場合を除く。）。

ただし、審査請求をした日の翌日から３か月経過しても審査請求についての決定がない場合等は、決定を経ないで、取消訴訟を提起することができます。

採 用 証 明 書

別紙１

本人記入欄

支給番号　　－　　－		
フリガナ 氏　名	生年月日	年　月　日
（〒　　） 住所　　（電話　（　　）　）		

この採用証明書は、正しい雇用年月日を把握し、適正な給付を行うため、事業主の皆様に証明していただくものです。必ず出勤簿、タイムカード、労働者名簿等の関係書類を確認の上、証明してください。

万一、**雇用年月日を事実に相違して記載し、それが不正受給につながる場合は、雇用保険法第 10 条の４第２項により失業等給付を受けた者と連帯して返還及び納付していただく場合があります**。

事業主記入欄

雇用（予定）年月日 （試用期間を含む。）	年　月　日	雇用の内定日	年　月　日
雇用（予定）年月日以前に臨時、アルバイト、日雇い等で働いた期間の有無（該当する箇所を○で囲んでください。）。 **※裏面「「雇用年月日」についての注意事項」を必ずご参照ください**。		ア　無し イ　有り（具体的な就労期間を記入してください。） 年　月　日　～　年　月　日 （　　日間）	
職　　種			

今回採用された方の採用経路について、以下の項目の該当する箇所を○で囲んでください。

ア　安定所の紹介（関連機関含む）　　ウ　求人広告、新聞折り込み等
イ　職業紹介事業者の紹介　　エ　知人、取引先等の紹介

上記のとおり相違ないことを証明します。

公共職業安定所長　殿
年　　月　　日

事業所 所在地
名　称
代表者名
電　話
適用事業所番号　　－　　－

ハローワークでは、各種技能を持たれた方々が多数仕事を探されています。

１　今後の採用予定
□　ある　　□　ない

２　現在、ハローワークに求人を出していただいていますか？
□　出している　□　出していない

職種	採用予定人数	採用の時期
		月頃
		月頃

事業主記入欄は、事業主に電話等により確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

「雇用年月日」についての注意事項

① まず、社員や従業員として、いつから在籍されているかを確認してください。「雇用年月日」は、本人との間で取り決めをされた

「在籍となる初日」のことをいいます。

通常は、「最初に出勤される予定の日」や「実際に出勤された日」となりますが、「在籍となる初日」と最初に出勤される日が異なる場合があるので、ご注意ください。

（例１）雇用年月日が休祝日に当たる場合

●日は会社休業日

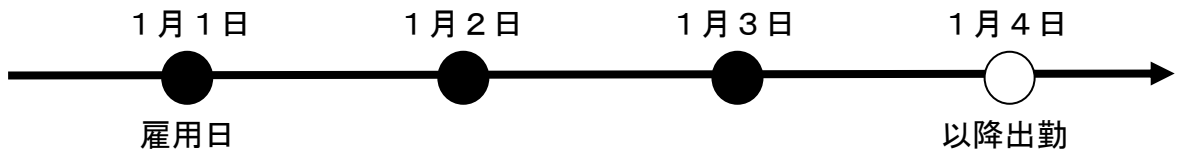

※　１月１日が雇用年月日

（例２）出勤すべき初日に欠勤された場合

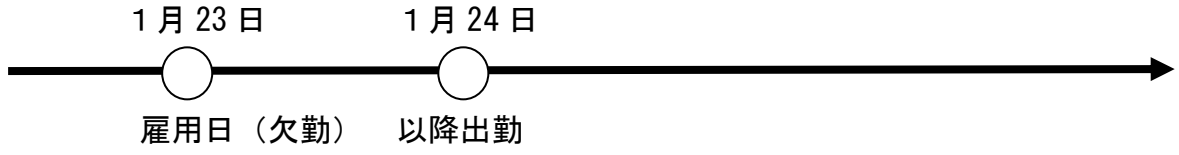

※　１月 23 日が雇用年月日

② 「在籍となる初日」には、正社員や本採用に限らず、臨時やパート、見習い、試用、研修等で在籍している期間も含みます。

（例３）正社員に切替前に、臨時・パート・試用期間・アルバイト等がある場合

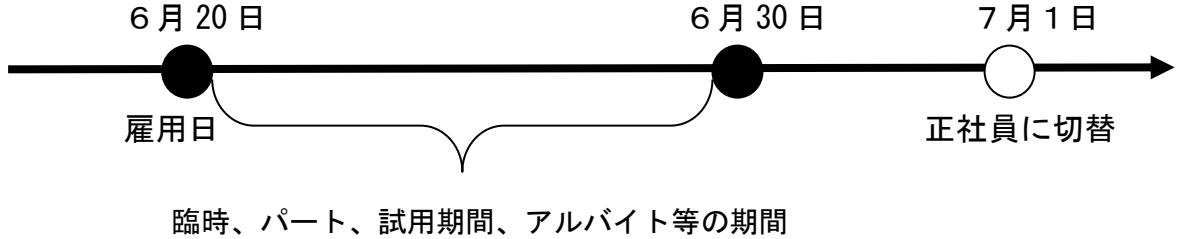

※　６月 20 日が雇用年月日

別紙2

面 接 証 明 書

住 所

氏 名

上記の者について、以下のとおり、当社の採用試験（面接）を行いました。

採用試験（面接） 実 施 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

公共職業安定所長 殿

所在地

名 称

事業所

代表者名

電話番号

別紙3

傷 病 証 明 書

被保険者番号

住 所

氏 名

生年月日　　年　　月　　日 生

傷病等の状態及びその程度	
傷病等のため職業に就くことができなかったと認められる期間	年　月　日　から 年　月　日　まで　　日間

上記のとおり証明します。

年　　月　　日

公共職業安定所長　殿

所在地

医師又は
診療担当者名

別紙4

離 職 状 況 証 明 書
（雇用保険未加入者用）

申請者が記入	フリガナ		生年月日	昭和 年　月　日 平成
	氏　名			
	住　所	〒　　－ TEL（　　）　　－		

事業主が記入してください。	雇用年月日	令和　年　月　日	離職年月日	令和　年　月　日
	離職理由 ・・・・・・・ 該当するものを〇で囲み、具体的な事情を記載してください。			
	イ　解雇　ロ　倒産による退職　ハ　契約期間満了 ニ　事業主の勧奨による退職　ホ　定年（　歳） ヘ　定年（　歳）後の勤務延長又は再雇用の終了（　歳） ト　その他		具体的な事情	
	上記のとおり相違ないことを証明します。 令和　年　月　日 公共職業安定所長　殿 事業所の所在地及び名称 事業主氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿			

※ 事業主の方へお願い

1　この証明は、貴事業所で雇入れた方のうち、雇用保険被保険者として資格取得をされなかった方についてご記入ください。

2　雇入年月日・離職年月日については、試用期間・研修期間等があった場合には、その期間を含めてご記入ください。

3　雇用保険に加入いただいている場合は、離職票Ⅰ・Ⅱをご使用ください。

【安定所記載欄】

感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより専門実践教育訓練を欠席したことの申告書

感染症に感染した者 （該当する番号に○をつける。）	１　受講者本人　　２　親族(*)(受講者との続柄:　　) ３　同居人 注）２の親族の場合は、続柄を記載すること。
診察日	令和　　年　　月　　日
病院名	
病院所在地 （電話番号）	
医師又は担当医療機関関係者から自宅待機が必要と指示された感染症の名称・その指示内容（＊＊）（＊＊＊）	（赤字：記載例） 感染症の名称：新型インフルエンザ 診察時における医師の指示内容：母が新型インフルエンザに感染している又はその可能性が高いことから、私も含めて○日間程度自宅で安静にしたほうがよいと言われました。
※診療明細書が発行されなかった場合に、受けた診療の内容を記入してください。	医師からどのような診察を受けたのか記載する欄。 記載する項目としては、①医師からどのような質問がなされ、②その結果どのような身体所見（視診・聴診等）がなされたのかといった項目を想定。
上記感染症により訓練を欠席した期間	自　令和　　年　　月　　日 至　令和　　年　　月　　日　　日間

＊親族とは民法第 725 条に規定する親族、すなわち６親等以内の血族、配偶者及び３親等以内の姻族をいいます。詳しくは裏面を御確認ください。

＊＊学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条に規定する感染症に限ります。
詳しくは裏面を御確認ください。

＊＊＊受講者本人以外の親族又は同居人が感染症に感染し、医師又は担当医療機関から受講者本人も含めて自宅待機が必要と指示された場合は、その親族又は同居人が感染した感染症の名称及び指示された内容を具体的に記載してください。

上記の記載事実に虚偽がないことを申告します。

（訓練施設の長）

殿

令和　　年　　月　　日

（フリガナ） 受講者氏名	
住　所 （電話番号）	（電話番号）　　－　　－
教育訓練実施者名 教育訓練施設名 講座名及び指定番号	

※　申告内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって教育訓練支援給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後教育訓練支援給付金及び教育訓練給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

＊親族の範囲（６親等以内の血族、配偶者、３親等以内の姻族）

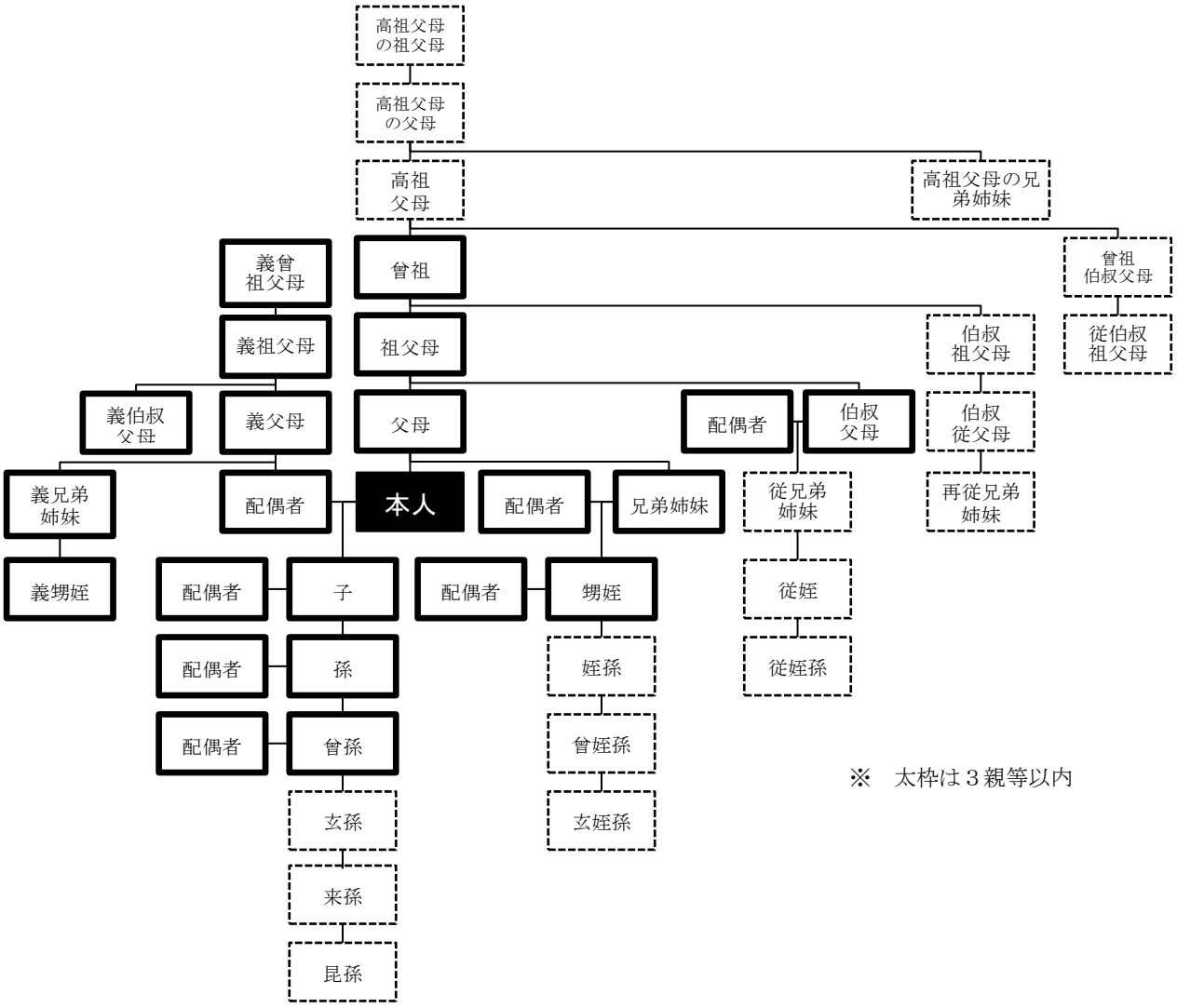

＊＊学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条に規定する感染症一覧

○エボラ出血熱　○クリミア・コンゴ出血熱　○痘そう　○南米出血熱
○ペスト　○マールブルグ病　○ラッサ熱　○急性灰白髄炎　○ジフテリア
○重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）
○中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）
○特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第６条第３項第６号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。以下同じ。）
○インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）　○百日咳　○麻しん（はしか）　○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
○風しん（三日はしか）　○水痘（みずぼうそう）　○咽頭結膜熱（プール熱）　○結核　○髄膜炎菌性髄膜炎　○コレラ
○細菌性赤痢　○腸管出血性大腸菌感染症（O157）　○腸チフス　○パラチフス
○流行性角結膜炎　○急性出血性結膜炎その他の感染症（例　感染性胃腸炎（主な病原体：ロタウイルス、ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、急性細気管支炎等）
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第６条第７項から第９項までに規定する新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症）、指定感染症及び新感染症

感染症に感染したこと又は医師等から自宅待機を指示されたことにより専門実践教育訓練を欠席したことの申告書

感染症に感染した者 （該当する番号に○をつける。）	１　受講者本人　　２　親族(＊)(受講者との続柄:　　) ３　同居人　　注）２の親族の場合は、続柄を記載すること。
診察日	令和　　年　　月　　日
病院名	
病院所在地 （電話番号）	
医師又は担当医療機関関係者から自宅待機が必要と指示された感染症の名称・その指示内容（＊＊）（＊＊＊）	感染症の名称： 診察時における医師の指示内容：
※診療明細書が発行されなかった場合に、受けた診療の内容を記入してください。	
上記感染症により訓練を欠席した期間	自　令和　　年　　月　　日 至　令和　　年　　月　　日　　日間

＊親族とは民法第 725 条に規定する親族、すなわち６親等以内の血族、配偶者及び３親等以内の姻族をいいます。詳しくは裏面を御確認ください。

＊＊学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条に規定する感染症に限ります。
詳しくは裏面を御確認ください。

＊＊＊受講者本人以外の親族又は同居人が感染症に感染し、医師又は担当医療機関から受講者本人も含めて自宅待機が必要と指示された場合は、その親族又は同居人が感染した感染症の名称及び指示された内容を具体的に記載してください。

上記の記載事実に虚偽がないことを申告します。

（訓練施設の長）

殿

令和　　年　　月　　日

（フリガナ） 受講者氏名	
住　所 （電話番号）	（電話番号）　　－　　－
教育訓練実施者名 教育訓練施設名 講座名及び指定番号	

※　申告内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって教育訓練支援給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後教育訓練支援給付金及び教育訓練給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

＊親族の範囲（６親等以内の血族、配偶者、３親等以内の姻族）

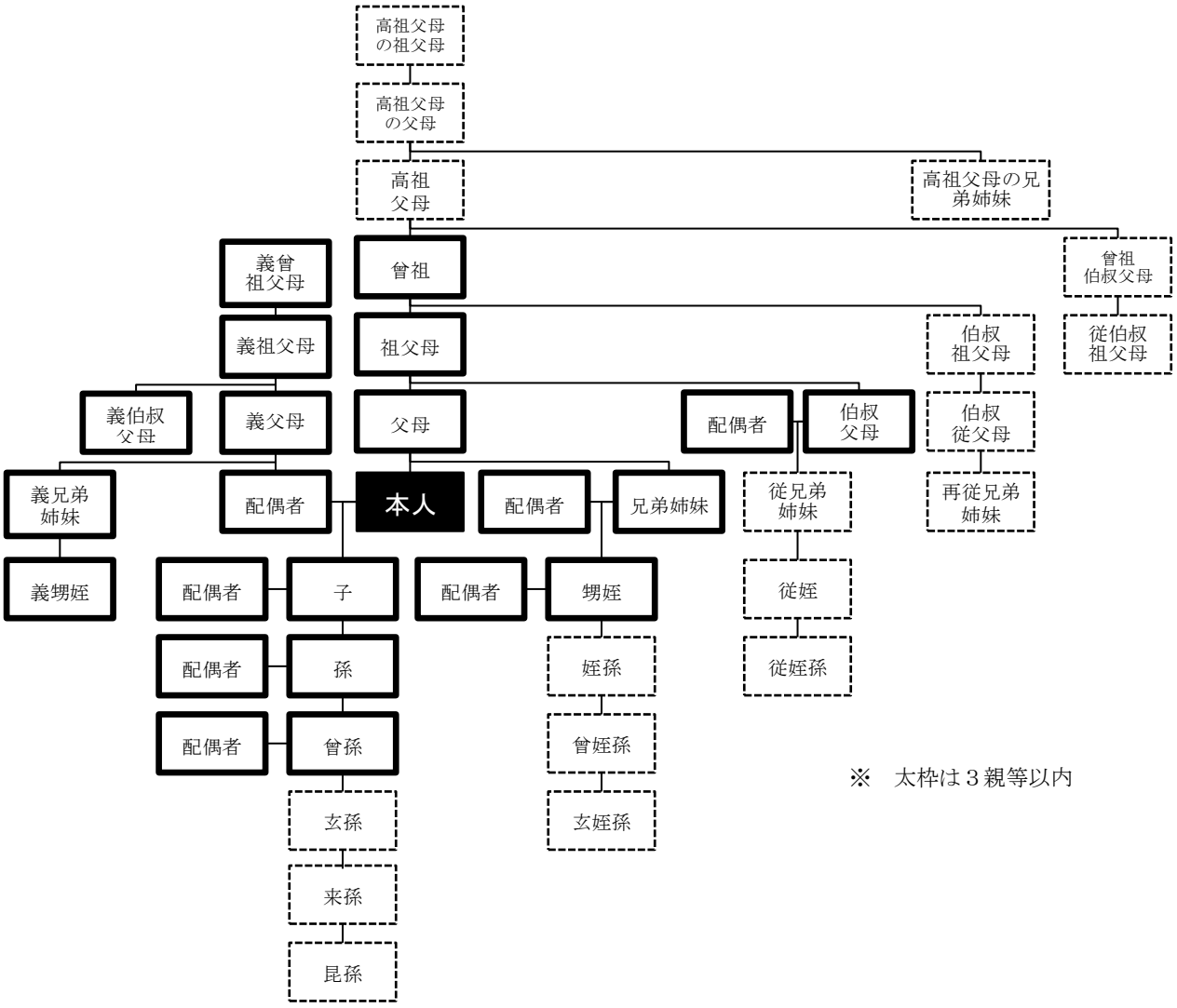

＊＊学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 18 条に規定する感染症一覧

○エボラ出血熱　○クリミア・コンゴ出血熱　○痘そう　○南米出血熱
○ペスト　○マールブルグ病　○ラッサ熱　○急性灰白髄炎　○ジフテリア
○重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る。）
○中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属ＭＥＲＳコロナウイルスであるものに限る。）
○特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。以下同じ。）
○インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）　○百日咳　○麻しん（はしか）　○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
○風しん（三日はしか）　○水痘（みずぼうそう）　○咽頭結膜熱（プール熱）　○結核　○髄膜炎菌性髄膜炎　○コレラ
○細菌性赤痢　○腸管出血性大腸菌感染症（O157）　○腸チフス　○パラチフス
○流行性角結膜炎　○急性出血性結膜炎その他の感染症（例　感染性胃腸炎（主な病原体：ロタウイルス、ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、急性細気管支炎等）
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第６条第７項から第９項までに規定する新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症）、指定感染症及び新感染症

主な手続一覧

手続を必要とするとき	手続の期限	必要な書類	添付書類及び証明者	該当ページ
（教育訓練支援給付金） 就職または事業を開始することが決まったとき	原則として、就職日の前日	雇用(採用年月日)証明書、受給資格者証	就職先 事業主	38ページ
（専門実践教育訓練給付金・教育訓練支援給付金） 氏名や住所等を変更したとき	次の認定日まで（他のハローワーク等の管轄地域 へ移転するときは事前に）	受給資格者氏名・住所変更届、受給資格者証	住民票等	39ページ

令和６年（２０２４年）

曜日型 / 週型		日	月	火	水	木	金	土
1	1		1	2	3	4	5	6
	2	7	8	9	10	11	12	13
	3	14	15	16	17	18	19	20
	4	21	22	23	24	25	26	27
	1	28	29	30	31			
2	1					1	2	3
	2	4	5	6	7	8	9	10
	3	11	12	13	14	15	16	17
	4	18	19	20	21	22	23	24
	1	25	26	27	28	29		
3	1						1	2
	2	3	4	5	6	7	8	9
	3	10	11	12	13	14	15	16
	4	17	18	19	20	21	22	23
	1	24	25	26	27	28	29	30
	2	31						
4	2		1	2	3	4	5	6
	3	7	8	9	10	11	12	13
	4	14	15	16	17	18	19	20
	1	21	22	23	24	25	26	27
	2	28	29	30				
5	2							
	3							
	4							
	1							
	2							
6	2							
	3							
	4							
	1							
	2							
	3							
7	3							
	4							
	1							
	2							
	3							
8	3							
	4							
	1							
	2							
	3							
9	4							
	1							
	2							
	3							
	4							
10	4							
	1							
	2							
	3							
	4							
11	4							
	1							
	2							
	3							
	4							
12	1							
	2							
	3							
	4							
	1							

※ 祝日及び振替休日については、変更の可能性あり

令和７年（２０２５年）

曜日型 / 週型		日	月	火	水	木	金	土
1	1				1	2	3	4
	2	5	6	7	8	9	10	11
	3	12	13	14	15	16	17	18
	4	19	20	21	22	23	24	25
	1	26	27	28	29	30	31	
2	1							1
	2	2	3	4	5	6	7	8
	3	9	10	11	12	13	14	15
	4	16	17	18	19	20	21	22
	1	23	24	25	26	27	28	
3	1							1
	2	2	3	4	5	6	7	8
	3	9	10	11	12	13	14	15
	4	16	17	18	19	20	21	22
	1	23	24	25	26	27	28	29
	2	30	31					
4	2			1	2	3	4	5
	3	6	7	8	9	10	11	12
	4	13	14	15	16	17	18	19
	1	20	21	22	23	24	25	26
	2	27	28	29	30			
5	2						1	2
	3	3	4	5	6	7	8	9
	4	10	11	12	13	14	15	16
	1	17	18	19	20	21	22	23
	2	24	25	26	27	28	29	30
	3	31						
6	3							
	4							
	1							
	2							
	3							
7	3							
	4							
	1							
	2							
	3							
8	3							
	4							
	1							
	2							
	3							
9	4							
	1							
	2							
	3							
	4							
10	4							
	1							
	2							
	3							
	4							
11	4							
	1							
	2							
	3							
	4							
12	1							
	2							
	3							
	4							
	1							

※ 祝日及び振替休日については、変更の可能性あり

都内　ハローワーク　一覧

―お手続きは、あなたの住所を管轄するハローワークへ―

令和6年10月1日現在

管轄ハローワーク	所在地(もより駅)	管轄区域	電話番号
飯田橋	１１２-８５７７ 文京区後楽１-９-２０ (ＪＲ飯田橋駅)	千代田区、中央区、文京区、大島、三宅島、八丈島などの島しょ地区 (※島しょ地区にお住まいのかたは各町村役場で取次ぎをしています) (※小笠原村にお住まいの方は、小笠原総合事務所へご連絡ください)	03-3812-8609(代表)
上　野	１１０-８６０９ 台東区東上野2-7-5 偕楽ビル2・3階 (ＪＲ上野駅)	台東区	03-5818-8609(代表)
品　川	〒108-0014 港区芝５－３５－３ (ＪＲ田町駅、三田線三田駅)	港区、品川区	03-5419-8609(代表)
大　森	１４３-８５８８ 大田区大森北４－１６－７ (ＪＲ大森駅)	大田区	03-5493-8609(代表)
渋　谷	１５０-００４１ 渋谷区神南１－３－５ (ＪＲ渋谷駅、原宿駅、千代田線明治神宮前駅)	渋谷区、世田谷区、目黒区	03-3476-8609(代表)
新　宿	１６３-１５２３ 新宿区西新宿１－６－１ 新宿エルタワー２３階 (ＪＲ新宿駅)	中野区、杉並区、新宿区	03-5325-9580(代表)
池　袋	１７０-６００３ 豊島区東池袋３－１－１ サンシャイン６０・３階 (ＪＲ池袋駅)	豊島区、板橋区、練馬区	03-5958-8609(代表)
王　子	１１４-０００２ 北区王子６－１－１７ (ＪＲ王子駅、南北線王子神谷駅)	北区	03-5390-8609(代表)
足　立	１２０-８５３０ 足立区千住１－４－１ 東京芸術センター６階～８階 (ＪＲ北千住駅)	足立区、荒川区	03-3870-8609(代表)
墨　田	１３０-８６０９ 墨田区江東橋２－１９－１２ (ＪＲ錦糸町駅)	墨田区、葛飾区	03-5669-8609(代表)
木　場	１３５-８６０９ 江東区木場２－１３－１９ (東西線木場駅)	江戸川区、江東区	03-3643-8609(代表)
八王子	１９２-０９０４ 八王子市子安町１－１３－１ (ＪＲ八王子駅)	八王子市、日野市	042-648-8609(代表)
立　川	１９０-８６０９ 立川市緑町４－２ 立川地方合同庁舎１階～３階 (ＪＲ立川駅)	立川市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、 国立市、東大和市、武蔵村山市	042-525-8609(代表)
青　梅	１９８-００４２ 青梅市東青梅３－１２－１６ (ＪＲ東青梅駅)	青梅市、福生市、あきる野市、西多摩郡、羽村市	0428-24-8609(代表)
三　鷹	１８１-８５１７ 三鷹市下連雀４－１５－１８ (ＪＲ三鷹駅)	三鷹市、武蔵野市、西東京市、清瀬市、東久留米市	0422-47-8609(代表)
町　田	１９４-００２２ 町田市森野１－２３－１９ 小田急町田森野ビル２階 (小田急線町田駅)	町田市	042-732-8609(代表)
府　中	１８３-００４５ 府中市美好町１－３－１ (京王線府中駅)	府中市、調布市、多摩市、稲城市、狛江市	042-336-8609(代表)
東京運輸支局	１３５-００６４ 江東区青海２－７－１１ (ゆりかもめテレコムセンター駅)	東京都にお住まいの船員だった方が、引き続き船員のお仕事を 希望される場合	03-5530-2327

【注】他府県にお住まいの方は、あなたの住所を管轄するハローワーク等で受給手続きをしてください。